

文教委員会議案説明資料

令和元年9月26日

件名		頁
(子ども家庭部)		
1 第89号議案	足立区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………	1
2 第108号議案	足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………	5
3 第109号議案	足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例……………	42

(教 育 委 員 会)

第 8 9 号 議 案 説 明 資 料

令和元年9月26日

件 名	足立区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例										
所管部課名	子ども家庭部子ども施設入園課										
内 容	<p>足立区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年足立区条例第54号）の一部を次のように改正する。</p> <p>1 改正の理由 「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」（平成31年3月厚生労働省令第49号）が交付されたため、これに伴い条例の改正を行う。</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>(1) 給食提供を要しない期間の延長 家庭的保育事業は、家庭的保育者の居宅以外において実施されるものについては、居宅において実施されているものと同様、給食提供を要しない期間を平成27年4月1日から10年間とする。</p> <p>(2) 連携施設を確保しないことができる期間の延長 連携施設の確保が著しく困難であって、必要な支援を行うことができる市町村が認めるときは、平成27年4月1日から10年間は連携施設を確保しないことができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;"></th> <th style="width: 30%; text-align: center;">改正前</th> <th style="width: 30%; text-align: center;">改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給食提供を要しない期間 （家庭的保育者の居宅以外において実施されるもの）</td> <td style="text-align: center;">平成27年4月1日から<u>5年間</u></td> <td style="text-align: center;">平成27年4月1日から<u>10年間</u></td> </tr> <tr> <td>連携施設を確保しないことができる期間</td> <td style="text-align: center;">平成27年4月1日から<u>5年間</u></td> <td style="text-align: center;">平成27年4月1日から<u>10年間</u></td> </tr> </tbody> </table>			改正前	改正後	給食提供を要しない期間 （家庭的保育者の居宅以外において実施されるもの）	平成27年4月1日から <u>5年間</u>	平成27年4月1日から <u>10年間</u>	連携施設を確保しないことができる期間	平成27年4月1日から <u>5年間</u>	平成27年4月1日から <u>10年間</u>
	改正前	改正後									
給食提供を要しない期間 （家庭的保育者の居宅以外において実施されるもの）	平成27年4月1日から <u>5年間</u>	平成27年4月1日から <u>10年間</u>									
連携施設を確保しないことができる期間	平成27年4月1日から <u>5年間</u>	平成27年4月1日から <u>10年間</u>									
今後の方針	施行年月日 公布の日から施行する										

足立区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>○足立区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 平成26年 9 月30日条例第54号</p>	<p>○足立区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 平成26年 9 月30日条例第54号</p>
<p>改正</p>	<p>改正</p>
<p>平成28年 6 月23日条例第49号 平成30年10月22日条例第62号</p>	<p>平成28年 6 月23日条例第49号 平成30年10月22日条例第62号</p>
<p>足立区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を公布する。</p>	<p>足立区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を公布する。</p>
<p>足立区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 (中略)</p>	<p>足立区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 (中略)</p>
<p>(保育所等との連携)</p>	<p>(保育所等との連携)</p>
<p>第6条 (略)</p>	<p>第6条 (略)</p>
<p>2 区長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないことができる。</p>	<p>2 区長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないことと<u>することができる。</u></p>
<p>(1)・(2) (略)</p>	<p>(1)・(2) (略)</p>
<p>3 (略)</p>	<p>3 (略)</p>
<p>(新設)</p>	<p>4 区長は、家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないことと<u>することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>5 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、区長が<u>適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</u></p>
	<p>(1) 子ども・子育て支援法第59条の2第1項の規定による助成を受け</p>

改正前	改正後
<p>(中略)</p> <p>(食事の提供の特例)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供やアレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として区が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第23条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。付則第2条第2項において同じ。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）</p> <p>(中略)</p> <p>(連携施設に関する特例)</p> <p>第45条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設の確保に当たって、第6条第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。</p> <p>(新設)</p>	<p>ている者の設置する施設（法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）</p> <p><u>(2) 法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であつて、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの</u></p> <p>(中略)</p> <p>(食事の提供の特例)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供やアレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、<u>利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として区が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第23条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。）</u>において家庭的保育事業を行う場合に限る。）</p> <p>(中略)</p> <p>(連携施設に関する特例)</p> <p>第45条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設の確保に当たって、<u>第6条第1項第1号</u>及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。</p> <p><u>2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであつて、区長が適当と認めるもの（付則第</u></p>

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">(中略)</p> <p style="text-align: center;">付 則 (施行期日)</p> <p>第1条 (略) (食事の提供の経過措置)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、施行日以後に家庭的保育事業（第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。）の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号（調理設備に係る部分に限る。）及び第23条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、第3条第1項に規定する利用乳幼児への食事の提供を同項に規定する家庭的保育事業所等内で調理する方法（第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。）により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(連携施設に関する経過措置)</p> <p>第3条 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると区長が認める場合は、第6条の規定にかかわらず、施行日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p>	<p style="text-align: center;">改正後</p> <p><u>3条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第6条第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p style="text-align: center;">付 則 (施行期日)</p> <p>第1条 (略) (食事の提供の経過措置)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、施行日以後に家庭的保育事業の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号（調理設備に係る部分に限る。）及び第23条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、第3条第1項に規定する利用乳幼児への食事の提供を同項に規定する家庭的保育事業所等内で調理する方法（第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。）により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(連携施設に関する経過措置)</p> <p>第3条 家庭的保育事業者等（<u>特例保育所型事業所内保育事業者を除く。</u>）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると区長が認める場合は、<u>第6条第1項の規定にかかわらず、施行日から起算して5-10年</u>を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>

第 1 0 8 号 議 案 説 明 資 料

令和元年 9 月 2 6 日

件 名	足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例										
所管部課名	子ども家庭部 子ども施設入園課、子ども政策課										
内 容	<p>足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年足立区条例第 5 5 号）の一部を次のように改正する。</p> <p>1 改正の理由 令和元年 1 0 月 1 日付、「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」の施行に伴い、運営に関する基準を改正する必要があるため。</p> <p>2 主な改正内容（詳細は、別紙・新旧対照表のとおり）</p> <p>(1) 食材料費相当（副食費）の徴収 幼児教育・保育の無償化に伴い、これまで 3 歳から 5 歳の保育料に含まれていた食材料費相当（副食費）について徴収を行う。</p> <p>(2) 低所得者世帯（年収 3 6 0 万円未満相当）及び多子世帯に対する徴収の免除</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 1 号認定子ども（幼稚園、認定こども園(短時間利用)） 区民税所得割額が 7 7, 1 0 1 円未満世帯及び全所得階層の第 3 子以降の子ども</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 2 号認定子ども（認可保育所、認定こども園(長時間利用)） 区民税所得割額が 5 7, 7 0 0 円未満世帯及び全所得階層の第 3 子以降の子ども</p> <p style="margin-left: 40px;">※ ただし、ひとり親世帯、里親、在宅障がい児（者）のいる世帯については、区民税所得割額が 7 7, 1 0 1 円未満</p> <p>(3) 用語の改正</p> <table border="1" style="margin-left: 40px; width: 60%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">改正前</th> <th style="width: 50%;">改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給認定</td> <td>教育・保育給付認定</td> </tr> <tr> <td>支給認定保護者</td> <td>教育・保育給付認定保護者</td> </tr> <tr> <td>支給認定子ども</td> <td>教育・保育給付認定子ども</td> </tr> <tr> <td>支給認定の有効期間</td> <td>教育・保育給付認定の有効期間</td> </tr> </tbody> </table>	改正前	改正後	支給認定	教育・保育給付認定	支給認定保護者	教育・保育給付認定保護者	支給認定子ども	教育・保育給付認定子ども	支給認定の有効期間	教育・保育給付認定の有効期間
改正前	改正後										
支給認定	教育・保育給付認定										
支給認定保護者	教育・保育給付認定保護者										
支給認定子ども	教育・保育給付認定子ども										
支給認定の有効期間	教育・保育給付認定の有効期間										
今後の方針	令和元年 1 0 月 1 日の施行に向けて、区民、保育施設等関係機関に周知し、円滑な運用を行う。										

足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正前	改正後
○足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例	○足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
平成26年9月30日条例第55号	平成26年9月30日条例第55号
足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を公布する。	足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を公布する。
足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例	足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
目次	目次
第1章 総則（第1条—第3条）	第1章 総則（第1条—第3条）
第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準	第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準
第1節 利用定員に関する基準（第4条）	第1節 利用定員に関する基準（第4条）
第2節 運営に関する基準（第5条—第34条）	第2節 運営に関する基準（第5条—第34条）
第3節 特例施設型給付費に関する基準（第35条・第36条）	第3節 特例施設型給付費に関する基準（第35条・第36条）
第3章 特定地域型保育事業の運営に関する基準	第3章 特定地域型保育事業の運営に関する基準
第1節 利用定員に関する基準（第37条）	第1節 利用定員に関する基準（第37条）
第2節 運営に関する基準（第38条—第50条）	第2節 運営に関する基準（第38条—第50条）
第3節 特例地域型保育給付費に関する基準（第51条・第52条）	第3節 特例地域型保育給付費に関する基準（第51条・第52条）
第4章 事務の委任（第53条）	第4章 事務の委任（第53条）
付則	付則
第1章 総則	第1章 総則
（趣旨）	（趣旨）
第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものとする。	第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものとする。
（定義）	（定義）
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該

改正前	改正後
<p>各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 小学校就学前子ども 法第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。</p> <p>(2) 認定こども園 法第7条第4項に規定する認定こども園をいう。</p> <p>(3) 幼稚園 法第7条第4項に規定する幼稚園をいう。</p> <p>(4) 保育所 法第7条第4項に規定する保育所をいう。</p> <p>(5) 家庭的保育事業 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業をいう。</p> <p>(6) 小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業をいう。</p> <p>(7) 居宅訪問型保育事業 児童福祉法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。</p> <p>(8) 事業所内保育事業 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。</p> <p>(9) 支給認定 法第20条第4項に規定する支給認定をいう。</p> <p>(10) 支給認定保護者 法第20条第4項に規定する支給認定保護者をいう。</p> <p>(11) 支給認定子ども 法第20条第4項に規定する支給認定子どもをいう。</p> <p>(12) 支給認定証 法第20条第4項に規定する支給認定証をいう。</p> <p>(13) 支給認定の有効期間 法第21条に規定する支給認定の有効期間をいう。</p> <p>(14) 教育・保育 法第14条第1項に規定する教育・保育をいう。</p> <p>(15) 特定教育・保育施設 法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設をいう。</p> <p>(16) 特定教育・保育 法第27条第1項に規定する特定教育・保育をいう。</p> <p>(17) 法定代理受領 法第27条第5項(法第28条第4項において準用する</p>	<p>各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 小学校就学前子ども 法第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。</p> <p>(2) 認定こども園 法第7条第4項に規定する認定こども園をいう。</p> <p>(3) 幼稚園 法第7条第4項に規定する幼稚園をいう。</p> <p>(4) 保育所 法第7条第4項に規定する保育所をいう。</p> <p>(5) 家庭的保育事業 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業をいう。</p> <p>(6) 小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業をいう。</p> <p>(7) 居宅訪問型保育事業 児童福祉法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。</p> <p>(8) 事業所内保育事業 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。</p> <p>(9) 教育・保育給付認定 法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定をいう。</p> <p>(10) 教育・保育給付認定保護者 法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定保護者をいう。</p> <p>(11) 教育・保育給付認定子ども 法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子どもをいう。</p> <p>(12) 支給認定証 法第20条第4項に規定する支給認定証をいう。</p> <p>(13) 教育・保育給付認定の有効期間 法第21条に規定する教育・保育給付認定の有効期間をいう。</p> <p>(14) 教育・保育 法第14条第1項に規定する教育・保育をいう。</p> <p>(15) 特定教育・保育施設 法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設をいう。</p> <p>(16) 特定教育・保育 法第27条第1項に規定する特定教育・保育をいう。</p> <p>(17) 法定代理受領 法第27条第5項(法第28条第4項において準用する</p>

改正前	改正後
<p>場合を含む。)又は法第29条第5項(法第30条第4項において準用する場合を含む。)の規定により市町村(特別区を含む。以下同じ。)が支払う特定教育・保育(特別利用保育及び特別利用教育を含む。次条第1項及び第2項において同じ。)又は特定地域型保育(特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。次条第1項及び第2項において同じ。)に要した費用の額の一部を、支給認定保護者に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。</p> <p>(18) 特定地域型保育事業 法第43条第3項に規定する特定地域型保育事業をいう。</p> <p>(19) 特定地域型保育事業者 法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。</p> <p>(20) 特定地域型保育 法第29条第1項に規定する特定地域型保育をいう。</p> <p>(21) 特別利用保育 法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育をいう。</p> <p>(22) 特別利用教育 法第28条第1項第3号に規定する特別利用教育をいう。</p> <p>(23) 特別利用地域型保育 法第30条第1項第2号に規定する特別利用地域型保育をいう。</p> <p>(24) 特定利用地域型保育 法第30条第1項第3号に規定する特定利用地域型保育をいう。</p>	<p>場合を含む。)又は法第29条第5項(法第30条第4項において準用する場合を含む。)の規定により市町村(特別区を含む。以下同じ。)が支払う特定教育・保育(特別利用保育及び特別利用教育を含む。次条第1項及び第2項において同じ。)又は特定地域型保育(特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。次条第1項及び第2項において同じ。)に要した費用の額の一部を、教育・保育給付認定保護者に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。</p> <p>(18) 特定地域型保育事業 法第43条第3項に規定する特定地域型保育事業をいう。</p> <p>(19) 特定地域型保育事業者 法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。</p> <p>(20) 特定地域型保育 法第29条第1項に規定する特定地域型保育をいう。</p> <p>(21) 特別利用保育 法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育をいう。</p> <p>(22) 特別利用教育 法第28条第1項第3号に規定する特別利用教育をいう。</p> <p>(23) 特別利用地域型保育 法第30条第1項第2号に規定する特別利用地域型保育をいう。</p> <p>(24) 特定利用地域型保育 法第30条第1項第3号に規定する特定利用地域型保育をいう。</p> <p><u>(25) 満3歳以上教育・保育給付認定子ども 子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下「令」という。)第4条第1項に規定する満3歳以上教育・保育給付認定子どもをいう。</u></p> <p><u>(26) 特定満3歳以上保育認定子ども 令第4条第1項第2号に規定する特定満3歳以上保育認定子どもをいう。</u></p> <p><u>(27) 満3歳未満保育認定子ども 令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。</u></p>

改正前	改正後
<p>(一般原則)</p> <p>第3条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）は、良質かつ適切な内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該小学校就学前子どもの立場に立って特定教育・保育又は特定地域型保育を提供するように努めなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業（法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業をいう。以下同じ。）を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>4 特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。</p>	<p><u>(28) 市町村民税所得割合算額 令第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。</u></p> <p><u>(29) 負担額算定基準子ども 令第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもをいう。</u></p> <p><u>(30) 特定被監護者等 令第14条に規定する特定被監護者等をいう。</u></p> <p>(一般原則)</p> <p>第3条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）は、良質かつ<u>適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された</u>内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該小学校就学前子どもの立場に立って特定教育・保育又は特定地域型保育を提供するように努めなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業（法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業をいう。以下同じ。）を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>4 特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。</p>

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準</p> <p style="text-align: center;">第1節 利用定員に関する基準</p> <p>第4条 特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。）は、その利用定員（法第27条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数を20人以上とする。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>(1) 認定こども園 法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(2) 幼稚園 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(3) 保育所 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p style="text-align: center;">第2節 運営に関する基準</p> <p style="text-align: center;">（内容及び手続の説明及び同意）</p> <p>第5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った支給認定保護者（以下「利用申込者」という。）に対し、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出があつた場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げ</p>	<p style="text-align: center;">第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準</p> <p style="text-align: center;">第1節 利用定員に関する基準</p> <p>第4条 特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。）は、その利用定員（法第27条第1項の確認において定めるものに限る。以下<u>この節</u>において同じ。）の数を20人以上とする。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>(1) 認定こども園 法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(2) 幼稚園 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(3) 保育所 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p style="text-align: center;">第2節 運営に関する基準</p> <p style="text-align: center;">（内容及び手続の説明及び同意）</p> <p>第5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った<u>教育・保育給付認定保護者</u>（以下「利用申込者」という。）に対し、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、<u>第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項</u>その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出があつた場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げ</p>

改正前	改正後
<p>るもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの</p> <p>ア 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</p> <p>イ 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）</p> <p>(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</p> <p>3 前項に掲げる方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。</p> <p>4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</p> <p>5 特定教育・保育施設は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設が使用するもの</p>	<p>るもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの</p> <p>ア 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</p> <p>イ 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）</p> <p>(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</p> <p>3 前項に掲げる方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。</p> <p>4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</p> <p>5 特定教育・保育施設は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設が使用するもの</p>

改正前	改正後
<p>(2) ファイルへの記録の方式</p> <p>6 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</p> <p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> <p>第6条 特定教育・保育施設は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設定者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、支給認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p> <p>4 前2項に規定する場合においては、特定教育・保育施設は、これらの項</p>	<p>(2) ファイルへの記録の方式</p> <p>6 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</p> <p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> <p>第6条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設定者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p> <p>4 前2項に規定する場合においては、特定教育・保育施設は、これらの項</p>

改正前	改正後
<p>に規定する選考の方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で、当該選考を行わなければならない。</p>	<p>に規定する選考の方法をあらかじめ<u>教育・保育給付認定保護者</u>に明示した上で、当該選考を行わなければならない。</p>
<p>5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。</p> <p>(あっせん、調整及び要請に対する協力)</p>	<p>5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。</p> <p>(あっせん、調整及び要請に対する協力)</p>
<p>第7条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の利用について法第42条第1項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p>	<p>第7条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の利用について法第42条第1項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p>
<p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>(受給資格等の確認)</p>	<p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>に係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>(受給資格等の確認)</p>
<p>第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、支給認定保護者の提示する支給認定証によって、支給認定の有無、支給認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、支給認定の有効期間、保育必要量（法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。）等確かめるものとする。</p> <p>(支給認定の申請に係る援助)</p>	<p>第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、<u>教育・保育給付認定保護者</u>の提示する支給認定証によって、<u>教育・保育給付認定</u>の有無、<u>教育・保育給付認定子ども</u>の該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、<u>教育・保育給付認定</u>の有効期間、保育必要量（法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。）等確かめるものとする。</p> <p>(<u>教育・保育給付認定</u>の申請に係る援助)</p>
<p>第9条 特定教育・保育施設は、支給認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに支給認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。</p>	<p>第9条 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育給付認定</u>を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに<u>教育・保育給付認定</u>の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。</p>

改正前	改正後
<p>2 特定教育・保育施設は、支給認定の変更の認定の申請が遅くとも支給認定保護者が受けている支給認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りでない。</p>	<p>2 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育給付認定</u>の変更の認定の申請が遅くとも<u>教育・保育給付認定保護者</u>が受けている<u>教育・保育給付認定</u>の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りでない。</p>
<p>(心身の状況等の把握)</p>	<p>(心身の状況等の把握)</p>
<p>第10条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。</p>	<p>第10条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、<u>教育・保育給付認定子ども</u>の心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。</p>
<p>(小学校等との連携)</p>	<p>(小学校等との連携)</p>
<p>第11条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。</p>	<p>第11条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、<u>教育・保育給付認定子ども</u>について、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。</p>
<p>(特定教育・保育の提供の記録)</p>	<p>(特定教育・保育の提供の記録)</p>
<p>第12条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。</p>	<p>第12条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。</p>
<p>(利用者負担額等の受領)</p>	<p>(利用者負担額等の受領)</p>
<p>第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育（特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条、次条及び第19条において同じ。）を提供した際は、支給認定保護者から当該特定教育・保育に係る利用者負担額（法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する市町村が定める額とする。）をいう。）の支払を受けるものとする。</p>	<p>第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、<u>教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）</u>から当該特定教育・保育に係る利用者負担額（<u>満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者について法第27条第3項第2号に掲げる額をいう。</u>）の支払を受けるものとする。</p>
<p>2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護</p>	<p>2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、<u>教育・保育給</u></p>

改正前	改正後
<p>者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額（法第27条第3項第1号に掲げる額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）を、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用教育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額）をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。</p>	<p>付認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額（法第27条第3項第1号に掲げる額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。</p>
<p>3 特定教育・保育施設は、前2項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。</p>	<p>3 特定教育・保育施設は、前2項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。</p>
<p>4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。</p> <p>(1) 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用</p> <p>(2) 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用</p> <p>(3) 食事の提供に要する費用（法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）</p>	<p>4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。</p> <p>(1) 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用</p> <p>(2) 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用</p> <p>(3) 食事の提供（<u>次に掲げるものを除く。</u>）に要する費用</p> <p>ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食</p>

改正前	改正後
	<p><u>の提供</u></p> <p><u>(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 7万7,101円</u></p> <p><u>(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 5万7,700円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、7万7,101円)</u></p> <p><u>イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)</u></p> <p><u>(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を除き、特別利用教育を受ける者を含む。) 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子どものうち最年長者から3番目以降の子どもである者</u></p> <p><u>(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども(3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者及び特別利用教育を受ける者を除き、特別利用保育を受ける者を含む。)に該当する教育・保育給付認定子ども 特定被監護者等のうち最年長者から3番目以降の子どもである者</u></p> <p><u>ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供</u></p> <p><u>エ 利用者が、次に掲げる要件をいずれも満たす場合における副食の提供</u></p> <p><u>(ア) 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第11号イ中</u></p>

改正前	改正後
<p>(4) 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの</p>	<p><u>「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死が明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻をしたことがないものであつて母となつたことのある女子」と、「扶養親族その他その者と生計を一にする親族」とあるのを「扶養親族（子に限る。）又はその者と生計を一にする親族（子に限る。）」と読み替えた場合において、同号イに該当すること。</u></p> <p><u>(イ) 利用者を地方税法第292条第1項第11号イに定める寡婦とみなした場合における当該者に係る市町村民税所得割合算額が5万7,700円（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、7万7,101円）未満であること。</u></p> <p>オ 利用者が、次に掲げる要件をいずれも満たす場合における副食の提供</p> <p><u>(ア) 地方税法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死が明らかでない者で政令で定めるもの」を「婚姻をしたことがないものであつて父となつたことのある男子」と、「その者と生計を一にする親族」を「その者と生計を一にする親族（子に限る。）」と読み替えた場合において、同号に該当すること。</u></p> <p><u>(イ) 利用者を地方税法第292条第1項第12号に定める寡夫とみなした場合における当該者に係る市町村民税所得割合算額が5万7,700円（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、7万7,101円）未満であること。</u></p> <p>カ アからオまでに掲げるもののほか、特に区長が認める食事の提供</p> <p>(4) 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、教育・保育給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの</p>

改正前	改正後
<p>5 特定教育・保育施設は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しなければならない。</p>	<p>5 特定教育・保育施設は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った<u>教育・保育給付認定保護者</u>に対し交付しなければならない。</p>
<p>6 特定教育・保育施設は、第3項及び第4項の規定による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。</p> <p>(施設型給付費等の額に係る通知等)</p>	<p>6 特定教育・保育施設は、第3項及び第4項の規定による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに<u>教育・保育給付認定保護者</u>に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、<u>教育・保育給付認定保護者</u>に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。</p> <p>(施設型給付費等の額に係る通知等)</p>
<p>第14条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費(法第27条第1項に規定する施設型給付費をいい、法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項及び第19条において同じ。)の支給を受けた場合は、支給認定保護者に対し、当該支給認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。</p>	<p>第14条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費(法第27条第1項に規定する施設型給付費をいう。以下同じ。)の支給を受けた場合は、<u>教育・保育給付認定保護者</u>に対し、当該<u>教育・保育給付認定保護者</u>に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。</p>
<p>2 特定教育・保育施設は、前条第2項の法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育を提供したことを証する書類を支給認定保護者に対して交付しなければならない。</p> <p>(特定教育・保育の取扱方針)</p>	<p>2 特定教育・保育施設は、前条第2項の法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育を提供したことを証する書類を<u>教育・保育給付認定保護者</u>に対して交付しなければならない。</p> <p>(特定教育・保育の取扱方針)</p>
<p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) 幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下この号及び次号において「認定こども園法」という。))第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。)</p>	<p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) 幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下この号及び次号において「認定こども園法」という。))第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。)</p>

改正前	改正後
<p>園教育・保育要領（認定子ども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定子ども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。）</p> <p>(2) 認定子ども園（認定子ども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第9項の規定による公示がされたものに限る。）次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3) 幼稚園 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）第25条の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。）</p> <p>(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針</p>	<p>園教育・保育要領（認定子ども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定子ども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。）</p> <p>(2) 認定子ども園（認定子ども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第9項の規定による公示がされたものに限る。）次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3) 幼稚園 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）第25条の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。）</p> <p>(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針</p>
<p>2 前項第2号に掲げる認定子ども園が特定教育・保育を提供するに当たっては、同号に定めるもののほか、幼保連携型認定子ども園教育・保育要領を踏まえなければならない。</p> <p>（特定教育・保育に関する評価等）</p>	<p>2 前項第2号に掲げる認定子ども園が特定教育・保育を提供するに当たっては、同号に定めるもののほか、幼保連携型認定子ども園教育・保育要領を踏まえなければならない。</p> <p>（特定教育・保育に関する評価等）</p>
<p>第16条 特定教育・保育施設は、自らその提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する支給認定保護者その他の特定教育・保育施設の関係者（当該特定教育・保育施設の職員を除く。）による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。</p> <p>（相談及び援助）</p>	<p>第16条 特定教育・保育施設は、自らその提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する<u>教育・保育給付認定保護者</u>その他の特定教育・保育施設の関係者（当該特定教育・保育施設の職員を除く。）による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。</p> <p>（相談及び援助）</p>
<p>第17条 特定教育・保育施設は、常に支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、支給認定子ども又はその保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。</p>	<p>第17条 特定教育・保育施設は、常に<u>教育・保育給付認定子ども</u>の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、<u>当該教育・保育給付認定子ども</u>又は<u>当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者</u>に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助</p>

改正前	改正後
<p>(緊急時等の対応)</p> <p>第18条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに支給認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該支給認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(支給認定保護者に関する市町村への通知)</p>	<p>を行わなければならない。</p> <p>(緊急時等の対応)</p> <p>第18条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに<u>教育・保育給付認定子ども</u>に体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該<u>教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者</u>又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(<u>教育・保育給付認定保護者</u>に関する市町村への通知)</p>
<p>第19条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている支給認定子どもの保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を当該施設型給付費の支給に係る市町村に通知しなければならない。</p>	<p>第19条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている<u>教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者</u>の保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を当該施設型給付費の支給に係る市町村に通知しなければならない。</p>
<p>(運営規程)</p> <p>第20条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p> <p>(1) 施設の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 提供する特定教育・保育の内容</p> <p>(3) 職員の職種、員数及び職務の内容</p> <p>(4) 特定教育・保育の提供を行う日（法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。）及び時間並びに特定教育・保育の提供を行わない日</p> <p>(5) 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額</p> <p>(6) 第4条第2項各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員</p>	<p>(運営規程)</p> <p>第20条 特定教育・保育施設は、<u>次</u>に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p> <p>(1) 施設の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 提供する特定教育・保育の内容</p> <p>(3) 職員の職種、員数及び職務の内容</p> <p>(4) 特定教育・保育の提供を行う日（法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。）及び時間並びに特定教育・保育の提供を行わない日</p> <p>(5) <u>第13条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用</u>の種類、支払を求める理由及びその額</p> <p>(6) 第4条第2項各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員</p>

改正前	改正後
<p>(7) 特定教育・保育施設の利用の開始及び終了に関する事項並びに特定教育・保育施設の利用に当たっての留意事項（第6条第2項及び第3項に規定する選考の方法を含む。）</p> <p>(8) 緊急時等における対応方法</p> <p>(9) 非常災害対策</p> <p>(10) 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>(11) その他特定教育・保育施設の運営に関する重要事項（勤務体制の確保等）</p>	<p>(7) 特定教育・保育施設の利用の開始及び終了に関する事項並びに特定教育・保育施設の利用に当たっての留意事項（第6条第2項及び第3項に規定する選考の方法を含む。）</p> <p>(8) 緊急時等における対応方法</p> <p>(9) 非常災害対策</p> <p>(10) 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>(11) その他特定教育・保育施設の運営に関する重要事項（勤務体制の確保等）</p>
<p>第21条 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。</p>	<p>第21条 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。</p>
<p>2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p>	<p>2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p>
<p>3 特定教育・保育施設は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p> <p>（利用定員の遵守）</p>	<p>3 特定教育・保育施設は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p> <p>（利用定員の遵守）</p>
<p>第22条 特定教育・保育施設は、利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定教育・保育に対する需要の増大への対応、法第34条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第5項又は第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>（掲示）</p>	<p>第22条 特定教育・保育施設は、利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定教育・保育に対する需要の増大への対応、法第34条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第5項又は第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>（掲示）</p>
<p>第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の利用に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p>	<p>第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の利用に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p>

改正前	改正後
<p>(支給認定子どもを平等に取り扱う原則)</p> <p>第24条 特定教育・保育施設においては、支給認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。</p> <p>(虐待等の禁止)</p>	<p>(<u>教育・保育給付認定子ども</u>を平等に取り扱う原則)</p> <p>第24条 特定教育・保育施設においては、<u>教育・保育給付認定子ども</u>の国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。</p> <p>(虐待等の禁止)</p>
<p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、支給認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該支給認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</p>	<p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該<u>教育・保育給付認定子ども</u>の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</p>
<p>第26条 特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、支給認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその支給認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</p> <p>(秘密保持等)</p>	<p>第26条 特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその<u>教育・保育給付認定子ども</u>の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</p> <p>(秘密保持等)</p>
<p>第27条 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p>	<p>第27条 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た<u>教育・保育給付認定子ども</u>又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p>
<p>2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、支給認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該支給認定子どもの保護者の同意を得ておかななければならない。</p> <p>(情報の提供等)</p>	<p>2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た<u>教育・保育給付認定子ども</u>又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該<u>教育・保育給付認定子ども</u>に係る<u>教育・保育給付認定保護者</u>の同意を得ておかななければならない。</p> <p>(情報の提供等)</p>
<p>第28条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小</p>	<p>第28条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小</p>

改正前	改正後
<p>学校就学前子どもに係る支給認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。</p>	<p>学校就学前子どもに係る<u>教育・保育給付認定保護者</u>が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。</p>
<p>2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。 (利益供与等の禁止)</p>	<p>2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。 (利益供与等の禁止)</p>
<p>第29条 特定教育・保育施設は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設（法第7条第4項に規定する教育・保育施設をいう。次項において同じ。）若しくは地域型保育（同条第5項に規定する地域型保育をいう。次項及び第39条第4項において同じ。）を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</p>	<p>第29条 特定教育・保育施設は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設（法第7条第4項に規定する教育・保育施設をいう。次項において同じ。）若しくは地域型保育（同条第5項に規定する地域型保育をいう。次項及び第39条第4項において同じ。）を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</p>
<p>2 特定教育・保育施設は、利用者支援事業者等、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員から、小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。 (苦情解決)</p>	<p>2 特定教育・保育施設は、利用者支援事業者等、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員から、小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。 (苦情解決)</p>
<p>第30条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども又は支給認定保護者その他の当該支給認定子どもの家族（以下この条において「支給認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>第30条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する<u>教育・保育給付認定子ども</u>又は<u>教育・保育給付認定保護者</u>その他の当該<u>教育・保育給付認定子ども</u>の家族（以下この条において「<u>教育・保育給付認定子ども</u>等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</p>
<p>2 特定教育・保育施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。</p>	<p>2 特定教育・保育施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。</p>
<p>3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定</p>	<p>3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する<u>教育・保</u></p>

改正前	改正後
<p>子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p>	<p><u>育給付認定子ども</u>等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p>
<p>4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第14条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び支給認定子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p>	<p>4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第14条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び<u>教育・保育給付認定子ども</u>等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p>
<p>5 特定教育・保育施設は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を当該市町村に報告しなければならない。 (地域との連携等)</p>	<p>5 特定教育・保育施設は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を当該市町村に報告しなければならない。 (地域との連携等)</p>
<p>第31条 特定教育・保育施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。 (事故発生の防止及び発生時の対応)</p>	<p>第31条 特定教育・保育施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。 (事故発生の防止及び発生時の対応)</p>
<p>第32条 特定教育・保育施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。 (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。 (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。 (3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。</p>	<p>第32条 特定教育・保育施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。 (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。 (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。 (3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。</p>
<p>2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該支給認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>2 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該<u>教育・保育給付認定子ども</u>の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じな</p>

改正前	改正後
<p>3 特定教育・保育施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。</p>	<p>ればならない。 3 特定教育・保育施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。</p>
<p>4 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。 (会計の区分)</p>	<p>4 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。 (会計の区分)</p>
<p>第33条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。 (記録の整備)</p>	<p>第33条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。 (記録の整備)</p>
<p>第34条 特定教育・保育施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p>	<p>第34条 特定教育・保育施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p>
<p>2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1) 第15条第1項各号に定めるものに基づく特定教育・保育の提供に当たっての計画 (2) 第12条に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項の記録 (3) 第19条に規定する市町村への通知に係る記録 (4) 第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録 (5) 第32条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 第3節 特例施設型給付費に関する基準 (特別利用保育の基準)</p>	<p>2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する<u>次に</u>掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1) 第15条第1項各号に定めるものに基づく特定教育・保育の提供に当たっての計画 (2) 第12条の<u>規定による特定教育・保育の提供の記録</u> (3) 第19条の<u>規定による</u>市町村への通知に係る記録 (4) 第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録 (5) 第32条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 第3節 特例施設型給付費に関する基準 (特別利用保育の基準)</p>
<p>第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。</p>	<p>第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。</p>

改正前	改正後
<p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を含むものとして、この章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」とあるのは「同号又は同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」とする。</p> <p>（特別利用教育の基準）</p>	<p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>の総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には<u>特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、</u>この章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「同号又は同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>」と、「<u>同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数</u>」とあるのは「<u>同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数</u>」と、第13条第2項中「<u>法第27条第3項第1号に掲げる額</u>」とあるのは「<u>法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額</u>」と、同条第4項第3号イ（ア）中「<u>教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）</u>」と同号イ（イ）中「<u>教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）</u>」とする。</p> <p>（特別利用教育の基準）</p>
<p>第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）</p>	<p>第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）</p>

改正前	改正後
<p>が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を含むものとして、この章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」とあるのは「同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」と、第13条第4項第3号中「<u>除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）</u>」とあるのは「<u>除く。）</u>」とする。</p>	<p>が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>の総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には<u>特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含む</u>ものとして、この章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「<u>同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数</u>」とあるのは、「<u>同号又は同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数</u>」と、第13条第2項中「<u>法第27条第3項第1号に掲げる額</u>」とあるのは「<u>法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額</u>」と、同条第4項第3号イ（ア）中「<u>教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）</u>」と、同号イ（イ）中「<u>教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）</u>」とする。</p>
<p>第3章 特定地域型保育事業の運営に関する基準 第1節 利用定員に関する基準</p>	<p>第3章 特定地域型保育事業の運営に関する基準 第1節 利用定員に関する基準</p>

改正前	改正後
<p>第37条 特定地域型保育事業のうち、家庭的保育事業にあつてはその利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数を1人以上5人以下とし、小規模保育事業A型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第27条に規定する小規模保育事業A型をいう。）及び小規模保育事業B型（同条に規定する小規模保育事業B型をいう。）にあつてはその利用定員の数を6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型（同条に規定する小規模保育事業C型をいう。付則第4条において同じ。）にあつてはその利用定員の数を6人以上10人以下とし、居宅訪問型保育事業にあつてはその利用定員の数を1人とする。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあつては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>第2節 運営に関する基準 （内容及び手続の説明及び同意）</p>	<p>第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下とし、小規模保育事業A型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。）及び小規模保育事業B型（同省令第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。）にあつてはその利用定員の数を6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型（同省令第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。付則第4条において同じ。）にあつてはその利用定員の数を6人以上10人以下とし、居宅訪問型保育事業にあつてはその利用定員の数を1人とする。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあつては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>第2節 運営に関する基準 （内容及び手続の説明及び同意）</p>

改正前	改正後
<p>第38条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程の概要、第42条に規定する連携施設の種類及び名称、当該連携施設が行う連携協力の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p>	<p>第38条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程の概要、第42条に規定する連携施設の種類及び名称、当該連携施設が行う連携協力の概要、職員の勤務体制、<u>第43条の規定により支払を受ける費用に関する事項</u>その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p>
<p>2 第5条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。 (正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p>	<p>2 第5条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。 (正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p>
<p>第39条 特定地域型保育事業者は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。</p>	<p>第39条 特定地域型保育事業者は、<u>教育・保育給付認定保護者</u>から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。</p>
<p>2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、支給認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p>	<p>2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している<u>満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節について同じ。）</u>の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、<u>教育・保育給付認定</u>に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる<u>満3歳未満保育認定子ども</u>が優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p>
<p>3 前項に規定する場合においては、特定地域型保育事業者は、同項に規定する選考の方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で、当該選考を行わなければならない。</p>	<p>3 前項に規定する場合においては、特定地域型保育事業者は、同項に規定する選考の方法をあらかじめ<u>教育・保育給付認定保護者</u>に明示した上で、当該選考を行わなければならない。</p>
<p>4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、第42条に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。</p>	<p>4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、第42条に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。</p>

改正前	改正後
<p>(あっせん、調整及び要請に対する協力)</p> <p>第40条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業の利用について法第54条第1項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項(同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p>	<p>(あっせん、調整及び要請に対する協力)</p> <p>第40条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業の利用について法第54条第1項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項(同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p>
<p>(心身の状況等の把握)</p> <p>第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。</p>	<p>(心身の状況等の把握)</p> <p>第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、満3歳未満保育認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。</p>
<p>(特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項において同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。</p> <p>(1) 特定地域型保育の提供を受けている支給認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。</p> <p>(2) 必要に応じて、代替保育(特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。)を提供すること。</p> <p>(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けてい</p>	<p>(特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項において同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。</p> <p>(1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。</p> <p>(2) 必要に応じて、代替保育(特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。)を提供すること。</p> <p>(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けてい</p>

改正前	改正後
<p>た支給認定子ども（事業所内保育事業を利用する支給認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。</p>	<p>た<u>満3歳未満保育認定子ども</u>（事業所内保育事業を利用する<u>満3歳未満保育認定子ども</u>にあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該<u>満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者</u>の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。</p>
<p>2 居宅訪問型保育事業を行う者は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあつては、当該乳幼児の障がい、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障がい児入所施設（児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の区の指定する施設を適切に確保しなければならない。</p>	<p>2 居宅訪問型保育事業を行う者は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあつては、当該乳幼児の障がい、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障がい児入所施設（児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の区の指定する施設を適切に確保しなければならない。</p>
<p>3 事業所内保育事業を行う者であつて、第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものについては、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。</p>	<p>3 事業所内保育事業を行う者であつて、第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものについては、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。</p>
<p>4 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者等との密接な連携に努めなければならない。</p>	<p>4 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>について、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者等との密接な連携に努めなければならない。</p>
<p>（利用者負担額等の受領）</p>	<p>（利用者負担額等の受領）</p>
<p>第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条において同じ。）を提供した際は、支給認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第3項第2号に掲げる額（当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあつては法第30条第2項第2号に規定する市町村が</p>	<p>第43条 <u>特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第3項第2号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。</u></p>

改正前	改正後
<p>定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する市町村が定める額とする。)をいう。)の支払を受けるものとする。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額（法第29条第3項第1号に掲げる額（その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額）をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）を、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額）をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。</p> <p>4 特定地域型保育事業者は、前3項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。</p> <p>(1) 日用品、文房具その他の特定地域型保育に必要な物品の購入に要する費用</p> <p>(2) 特定地域型保育等に係る行事への参加に要する費用</p>	<p>2 <u>特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額（法第29条第3項第1号に掲げる額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。</u></p> <p>3 特定地域型保育事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を<u>教育・保育給付認定保護者</u>から受けることができる。</p> <p>4 特定地域型保育事業者は、前3項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を<u>教育・保育給付認定保護者</u>から受けることができる。</p> <p>(1) 日用品、文房具その他の特定地域型保育に必要な物品の購入に要する費用</p> <p>(2) 特定地域型保育等に係る行事への参加に要する費用</p>

改正前	改正後
<p>(3) 特定地域型保育事業所に通う際に提供される便宜に要する費用</p>	<p>(3) 特定地域型保育事業所に通う際に提供される便宜に要する費用</p>
<p>(4) 前3号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの</p>	<p>(4) 前3号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、教育・保育給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの</p>
<p>5 特定地域型保育事業者は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しなければならない。</p>	<p>5 特定地域型保育事業者は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った教育・保育給付認定保護者に対し交付しなければならない。</p>
<p>6 特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項の規定による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。</p> <p>(特定地域型保育の取扱方針)</p>	<p>6 特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項の規定による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。</p> <p>(特定地域型保育の取扱方針)</p>
<p>第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(特定地域型保育に関する評価等)</p>	<p>第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(特定地域型保育に関する評価等)</p>
<p>第45条 特定地域型保育事業者は、自らその提供する特定地域型保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。</p> <p>(運営規程)</p>	<p>第45条 特定地域型保育事業者は、自らその提供する特定地域型保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。</p> <p>(運営規程)</p>
<p>第46条 特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる事業の運営についての</p>	<p>第46条 特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる事業の運営についての</p>

改正前	改正後
<p>重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1) 事業の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 提供する特定地域型保育の内容</p> <p>(3) 職員の職種、員数及び職務の内容</p> <p>(4) 特定地域型保育の提供を行う日及び時間並びに特定地域型保育の提供を行わない日</p> <p>(5) 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額</p> <p>(6) 利用定員</p> <p>(7) 特定地域型保育事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに特定地域型保育事業の利用に当たっての留意事項（第39条第2項に規定する選考の方法を含む。）</p> <p>(8) 緊急時等における対応方法</p> <p>(9) 非常災害対策</p> <p>(10) 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>(11) その他特定地域型保育事業の運営に関する重要事項（勤務体制の確保等）</p>	<p>重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1) 事業の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 提供する特定地域型保育の内容</p> <p>(3) 職員の職種、員数及び職務の内容</p> <p>(4) 特定地域型保育の提供を行う日及び時間並びに特定地域型保育の提供を行わない日</p> <p>(5) <u>第43条の規定により 教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額</u></p> <p>(6) 利用定員</p> <p>(7) 特定地域型保育事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに特定地域型保育事業の利用に当たっての留意事項（第39条第2項に規定する選考の方法を含む。）</p> <p>(8) 緊急時等における対応方法</p> <p>(9) 非常災害対策</p> <p>(10) 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>(11) その他特定地域型保育事業の運営に関する重要事項（勤務体制の確保等）</p>
<p>第47条 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。</p>	<p>第47条 特定地域型保育事業者は、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。</p>
<p>2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p>	<p>2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p>
<p>3 特定地域型保育事業者は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。（利用定員の遵守）</p>	<p>3 特定地域型保育事業者は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。（利用定員の遵守）</p>
<p>第48条 特定地域型保育事業者は、利用定員を超えて特定地域型保育の提供</p>	<p>第48条 特定地域型保育事業者は、利用定員を超えて特定地域型保育の提供</p>

改正前	改正後
<p>を行ってはならない。ただし、年度中における特定地域型保育に対する需要の増大への対応、法第46条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>(計画及び記録の整備)</p>	<p>を行ってはならない。ただし、年度中における特定地域型保育に対する需要の増大への対応、法第46条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>(計画及び記録の整備)</p>
<p>第49条 特定地域型保育事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次の各号に掲げる計画及び記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 第44条に定めるものに基づく特定地域型保育の提供に当たっての計画</p> <p>(2) 次条において準用する第12条に規定する提供した特定地域型保育に係る必要な事項の記録</p> <p>(3) 次条において準用する第19条に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>(4) 次条において準用する第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第32条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(準用)</p>	<p>第49条 特定地域型保育事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる計画及び記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 第44条に定めるものに基づく特定地域型保育の提供に当たっての計画</p> <p>(2) 次条において準用する第12条の規定による特定地域型保育の提供の記録</p> <p>(3) 次条において準用する第19条の規定による市町村への通知に係る記録</p> <p>(4) 次条において準用する第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第32条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(準用)</p>
<p>第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業について準用する。この場合において、第14条第1項中「特定教育・保育に係る施設型給付費(法第27条第1項に規定する施設型給付費をいい、法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項及び第19条において同じ。)」とあるのは「特定地域型保育(特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。第50条において準用する次項及び第19条において同じ。)」に係る地域型保育給付費(法第29条第1項に規定する地域型保</p>	<p>第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)」について」と、第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1</p>

改正前	改正後
<p>育給付費をいい、法第30条第1項に規定する特例地域型保育給付費を含む。以下この項及び第50条において準用する第19条において同じ。）」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項及び第19条中「特定教育・保育」とあるのは「特定地域型保育」と、同条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第23条中「運営規程」とあるのは「第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程」と読み替えるものとする。</p>	<p><u>項中「施設型給付費（法第27条第1項の施設型給付費をいう。）以下」とあるのは「地域型保育給付費（法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。）以下この項及び第19条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育を提供したことを証する書類」とあるのは「特定地域型保育を提供したことを証する書類」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と読み替えるものとする。</u></p>
<p>第3節 特例地域型保育給付費に関する基準 (特別利用地域型保育の基準)</p>	<p>第3節 特例地域型保育給付費に関する基準 (特別利用地域型保育の基準)</p>
<p>第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p>	<p>第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p>
<p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。</p>	<p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>及び特定地域型保育事業所を現に利用している<u>満3歳未満保育認定子ども</u>（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>を含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。</p>
<p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を含むものとして、この章（第39条第2項及び第40条第2項を除く。）の規定を適用する。</p>	<p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、<u>地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この節（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く）、第17条から第19条まで及び第23条から第33</u></p>

改正前	改正後
<p>(特定利用地域型保育の基準)</p> <p>第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守し</p>	<p>条までを含む。次条第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要性の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(法第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」とする。</p> <p>(特定利用地域型保育の基準)</p> <p>第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基</p>

改正前	改正後
<p>なければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を含むものとして、この章の規定を適用する。</p>	<p>準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>を含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、<u>地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この節の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）</u>」と、同条第2項中「<u>法第29条第3項第1号に掲げる額</u>」とあるのは「<u>法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額</u>」と、同条第4項中「<u>掲げる費用</u>」とあるのは「<u>掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用</u>」とする。</p>
<p>第4章 事務の委任 (事務の委任)</p>	<p>第4章 事務の委任</p>
<p>第53条 区長は、この条例に定める事務を足立区教育委員会に委任する。</p>	<p>第53条 区長は、この条例に定める事務を足立区教育委員会に委任する。</p>


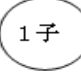
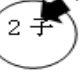

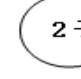
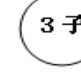
改正前	改正後
<p>付 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、法の施行の日から施行する。 (特定保育所に関する特例)</p> <p>第2条 特定保育所(法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。)が特定教育・保育を提供する場合にあっては、当分の間、第13条第1項中「<u>法第27条第3項第2号に掲げる額(特定教育・保育施設が)</u>とあるのは「<u>(当該特定教育・保育施設が)</u>と、「額とし」とあるのは「<u>額をいい</u>」と、「定める額とする。)をいう。)」とあるのは「<u>定める額をいう。)</u>」と、同条第2項中「<u>(法第27条第3項第1号に掲げる額)</u>とあるのは「<u>(法附則第6条第3項の規定により読み替えられた法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額)</u>」と、同条第3項中「<u>額の支払を</u>」とあるのは「<u>額の支払を、市町村の同意を得て、</u>」と、第19条中「<u>施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき</u>」とあるのは「<u>法附則第6条第1項の規定による委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供を受け、又は受けようとしたとき</u>」と、「<u>当該施設型給付費の支給</u>」とあるのは「<u>当該委託費の支払</u>」とし、第6条及び第7条の規定は適用しない。</p> <p>2 特定保育所は、市町村から児童福祉法第24条第1項の規定に基づく保育所における保育を行うことの委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。 (施設型給付費等に関する経過措置)</p> <p>第3条 特定教育・保育施設が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特定教育・保育又は特別利用保育を提供する場合には、当分の間、第13条第1項中「<u>法第27条第3項第2号に掲げる額</u>」とあるのは「<u>法附則第9条第1項第1号イに規定する市町村が定める額</u>」と、「<u>法第28条第2項第2号に規定する市町村が定</u></p>	<p>付 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、法の施行の日から施行する。 (特定保育所に関する特例)</p> <p>第2条 特定保育所(法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。)が特定教育・保育を提供する場合にあっては、当分の間、第13条第1項中「<u>教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子ども)</u>とあるのは「<u>教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子ども(特定保育所(法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。))から特定教育・保育(保育に限る。第19条において同じ。))を受ける者を除く。以下この項において同じ。)</u>」と、同条第2項中「<u>当該特定教育・保育</u>」とあるのは「<u>当該特定教育・保育(特定保育所における特定教育・保育(保育に限る。))を除く。)</u>」と、同条第3項中「<u>額の支払を</u>」とあるのは「<u>額の支払を、市町村の同意を得て、</u>」と、第19条中「<u>施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき</u>」とあるのは「<u>法附則第6条第1項の規定による委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供を受け、又は受けようとしたとき</u>」と、「<u>当該施設型給付費の支給</u>」とあるのは「<u>当該委託費の支払</u>」とし、第6条及び第7条の規定は適用しない。</p> <p>2 特定保育所は、市町村から児童福祉法第24条第1項の規定に基づく保育所における保育を行うことの委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。</p> <p><u>(削除)</u></p>

改正前	改正後
<p>める額」とあるのは「同項第2号ロ(1)に規定する市町村が定める額」と、「同項第3号」とあるのは「法第28条第2項第3号」と、同条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）」とあるのは「法附則第9条第1項第1号イに規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）及び同号ロに規定する市町村が定める額の合計額」と、「法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）」とあるのは「同項第2号ロ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）及び同号ロ(2)に規定する市町村が定める額の合計額」と、「同項第3号」とあるのは「法第28条第2項第3号」とする。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特別利用地域型保育を提供する場合には、当分の間、第43条第1項中「法第30条第2項第2号に規定する市町村が定める額」とあるのは「法附則第9条第1項第3号イ(1)に規定する市町村が定める額」と、「同項第3号」とあるのは「法第30条第2項第3号」と、同条第2項中「法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）」とあるのは「法附則第9条第1項第3号イ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）及び同号イ(2)に規定する市町村が定める額の合計額」と、「同項第3号」とあるのは「法第30条第2項第3号」と</p>	

改正前	改正後
<p>する。</p> <p>(小規模保育事業C型の利用定員に関する経過措置)</p> <p>第4条 小規模保育事業C型にあつては、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、第37条第1項中「6人以上10人以下」とあるのは、「6人以上15人以下」とする。</p> <p>(連携施設に関する経過措置)</p> <p>第5条 特定地域型保育事業者は、連携施設の確保が著しく困難であつて、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると足立区が認める場合は、第42条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。</p>	<p>(小規模保育事業C型の利用定員に関する経過措置)</p> <p>第3条 小規模保育事業C型にあつては、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、第37条第1項中「6人以上10人以下」とあるのは、「6人以上15人以下」とする。</p> <p>(連携施設に関する経過措置)</p> <p>第4条 特定地域型保育事業者は、連携施設の確保が著しく困難であつて、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると足立区が認める場合は、第42条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して<u>10年</u>を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。</p> <p style="text-align: center;"><u>付 則 (令和元年 月 日条例第 号)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この条例は令和元年10月1日から施行する。</u></p>

第 1 0 9 号 議 案 説 明 資 料

令和元年9月26日

件 名	足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例
所管部課名	子ども家庭部 子ども施設入園課、子ども政策課
内 容	<p>足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例（平成27年足立区条例第37号）の一部を次のように改正する。</p> <p>1 改正の理由 令和元年10月1日付、「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」の施行に伴い、利用者負担の一部を改正する必要があるため。</p> <p>2 主な改正内容（詳細は、別紙・新旧対照表のとおり）</p> <p>(1) 幼稚園（新制度）、認可保育施設等、3歳から5歳全世帯の利用料の無償化 幼児教育・保育無償化に伴い、幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する子ども（3歳から5歳）の保育料を無償とする。（ただし、満3歳に達する最初の3月31日までの間にある教育・保育給付認定子どもを除く。） なお、3歳から5歳の保育料に含まれていた食材料費相当（副食費）については、無償化の対象外とし、別に月4,500円を徴収する。</p> <p>(2) 0歳から2歳の課税世帯における多子世帯に対する利用料の軽減の拡充 多子世帯に対する利用料の軽減について、次のとおり拡充する。</p> <div style="display: flex; align-items: center; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;"> <p>【現行】 保育所等に入所している子どもの人数のみを数え、第2子は最大半額、第3子以降は無償。</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>年齢 ←</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>小学校</p>  <p>(1人目)</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>1子</p>  <p>(2人目)</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>2子</p>  <p>(3人目)</p> </div> </div> <p style="margin-top: 5px;">半額</p> </div> </div> <hr style="border-top: 1px dashed black; margin: 10px 0;"/> <div style="display: flex; align-items: center; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;"> <p>【変更後】 保育所等に入所している、していないに関わらず、実際の子どもの人数を数え、第2子は半額、第3子以降は無償。</p> </div> <div style="text-align: center;"> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>1子</p>  <p>(1人目)</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>2子</p>  <p>(2人目)</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>3子</p>  <p>(3人目)</p> </div> </div> <p style="margin-top: 5px;">半額 無償</p> </div> </div> </div> </div>
今後の方針	令和元年10月1日の施行に向けて、区民、保育施設等関係機関に周知し、円滑な運用を行う。

足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>○足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例</p>	<p>○足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例</p>
<p>平成27年3月19日条例第37号</p>	<p>平成27年3月19日条例第37号</p>
<p>改正</p>	<p>改正</p>
<p>平成28年3月25日条例第33号 平成28年6月23日条例第50号 平成29年6月23日条例第31号 平成30年3月28日条例第29号 平成30年7月2日条例第46号</p>	<p>平成28年3月25日条例第33号 平成28年6月23日条例第50号 平成29年6月23日条例第31号 平成30年3月28日条例第29号 平成30年7月2日条例第46号</p>
<p>令和元年 月 日条例第 号</p>	<p>令和元年 月 日条例第 号</p>
<p>足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例を公布する。</p>	<p>足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例を公布する。</p>
<p>足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例 (趣旨)</p>	<p>足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例 (趣旨)</p>
<p>第1条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)に基づく子どものための教育・保育給付(法附則第6条第1項の規定による委託費の支払を含む。)に係る教育若しくは保育又は特別保育を受ける小学校就学前子どもの保護者又は扶養義務者(以下「利用者」という。)が負担すべき費用その他必要な事項を定めるものとする。 (定義)</p>	<p>第1条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)に基づく子どものための教育・保育給付(法附則第6条第1項の規定による委託費の支払を含む。)に係る教育若しくは保育又は特別保育を受ける小学校就学前子どもの保護者又は扶養義務者(以下「利用者」という。)が負担すべき費用その他必要な事項を定めるものとする。 (定義)</p>
<p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p>	<p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p>
<p>(1) 認可外保育施設 児童福祉法(昭和25年法律第164号)第39条第1項に規定する保育を目的とするものであって、同法第35条第3項によらず足立区(以下「区」という。)が設置する施設をいう。</p>	<p>(1) 認可外保育施設 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育を目的とするものであって、同法第35条第3項によらず足立区(以下「区」という。)が設置する施設をいう。</p>

改正前	改正後
<p>(2) 私立認可保育所 法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。</p> <p>(3) 幼稚園型認定こども園 東京都認定こども園の認定要件に関する条例(平成18年東京都条例第174号)第3条第1号に規定する認定こども園をいう。</p> <p>(4) 利用者負担額 法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項第1号から第3号までに規定する市町村が定める額並びに認可外保育施設の利用に係る負担額をいう。</p> <p>(5) 特定教育・保育等 特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び認可外保育施設における保育をいう。</p> <p>(6) 保育標準時間 子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号。以下「府令」という。)第4条第1項に規定する1月当たり平均275時間まで(1日当たり11時間までに限る。)の区分をいう。</p> <p>(7) 保育短時間 府令第4条第1項に規定する1月当たり平均200時間まで(1日当たり8時間までに限る。)の区分をいう。</p> <p>(8) 長時間利用 認定こども園において、保育標準時間又は保育短時間を利用することをいう。</p> <p>(9) 短時間利用 認定こども園において、東京都認定こども園の認定要件に関する条例第4条第1項に規定する共通利用時間のみを利用することをいう。</p> <p>(10) 特別保育 足立区における保育の利用等に関する条例(平成23年足立区条例第4号)第11条第1項に規定する特別保育及び足立区立認定こども園条例(平成23年足立区条例第35号)第5条第1項第3号に規定する預かり保育をいう。</p> <p>(11) 特定負担額 私立認定こども園において、施設別に特定教育・保育の質向上の対価として定める額</p>	<p>(2) 私立認可保育所 法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。</p> <p>(3) 幼稚園型認定こども園 東京都認定こども園の認定要件に関する条例(平成18年東京都条例第174号)第3条第1号に規定する認定こども園をいう。</p> <p>(4) 利用者負担額 法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項第1号から第3号までに規定する市町村が定める額並びに認可外保育施設の利用に係る負担額をいう。</p> <p>(5) 特定教育・保育等 特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び認可外保育施設における保育をいう。</p> <p>(6) 保育標準時間 子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号。以下「府令」という。)第4条第1項に規定する1月当たり平均275時間まで(1日当たり11時間までに限る。)の区分をいう。</p> <p>(7) 保育短時間 府令第4条第1項に規定する1月当たり平均200時間まで(1日当たり8時間までに限る。)の区分をいう。</p> <p>(8) 長時間利用 認定こども園において、保育標準時間又は保育短時間を利用することをいう。</p> <p>(9) 短時間利用 認定こども園において、東京都認定こども園の認定要件に関する条例第4条第1項に規定する共通利用時間のみを利用することをいう。</p> <p>(10) 特別保育 足立区における保育の利用等に関する条例(平成23年足立区条例第4号)第11条第1項に規定する特別保育及び足立区立認定こども園条例(平成23年足立区条例第35号)第5条第1項第3号に規定する預かり保育をいう。</p> <p>(11) 特定負担額 私立認定こども園において、施設別に特定教育・保育の質向上の対価として定める額</p>
2 前項に規定するもののほか、この条例において使用する用語は、法にお	2 前項に規定するもののほか、この条例において使用する用語は、法にお

改正前	改正後
<p>いて使用する用語の例による。 (利用者負担額の徴収等)</p> <p>第3条 区長は、区が設置する特定教育・保育施設及び認可外保育施設が区の区域内に住所を有する支給認定子どもに特定教育・保育等を行ったときは、次条に規定する利用者負担額を利用者から徴収する。</p> <p>2 特定教育・保育施設（区が設置する特定教育・保育施設及び私立認可保育所を除く。）及び特定地域型保育事業者は、区の区域内に住所を有する支給認定子どものための特定教育・保育等を行ったときは、次条に規定する利用者負担額の支払を利用者から受けるものとする。</p> <p>3 区長は、他の区市町村の区域内に住所を有する支給認定子どもが、区が設置する特定教育・保育施設及び区内の私立認可保育所を利用する場合には、当該支給認定子どもが居住する区市町村が定める利用者負担額を利用者から徴収する。</p> <p>4 特定教育・保育施設（区が設置する特定教育・保育施設及び私立認可保育所を除く。）及び特定地域型保育事業者は、他の区市町村の区域内に住所を有する支給認定子どもが当該特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を利用する場合には、当該支給認定子どもが居住する区市町村が定める利用者負担額の支払を利用者から受けるものとする。</p> <p>(特定教育・保育等の利用に係る利用者負担額)</p>	<p>いて使用する用語の例による。 (利用者負担額の徴収等)</p> <p>第3条 区長は、区が設置する特定教育・保育施設及び認可外保育施設が区の区域内に住所を有する<u>教育・保育給付認定子ども</u>に特定教育・保育等を行ったときは、次条に規定する利用者負担額を利用者から徴収する。</p> <p>2 特定教育・保育施設（区が設置する特定教育・保育施設及び私立認可保育所を除く。）及び特定地域型保育事業者は、区の区域内に住所を有する<u>教育・保育給付認定子ども</u>のための特定教育・保育等を行ったときは、次条に規定する利用者負担額の支払を利用者から受けるものとする。</p> <p>3 区長は、他の区市町村の区域内に住所を有する<u>教育・保育給付認定子ども</u>が、区が設置する特定教育・保育施設及び区内の私立認可保育所を利用する場合には、当該<u>教育・保育給付認定子ども</u>が居住する区市町村が定める利用者負担額を利用者から徴収する。</p> <p>4 特定教育・保育施設（区が設置する特定教育・保育施設及び私立認可保育所を除く。）及び特定地域型保育事業者は、他の区市町村の区域内に住所を有する<u>教育・保育給付認定子ども</u>が当該特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を利用する場合には、当該<u>教育・保育給付認定子ども</u>が居住する区市町村が定める利用者負担額の支払を利用者から受けるものとする。</p> <p>(特定教育・保育等の利用に係る利用者負担額)</p>
<p>第4条 利用者負担額は、利用する施設及び事業ごとに別表第1から別表第6までに定めるとおりとする。ただし、これらの表に定める利用者負担額が法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項第1号から第3号までに規定する政令で定める額（以下「政令額」という。）を超えることとなる場合は、政令額を上限とする。</p>	<p>第4条 <u>3歳以上の教育・保育給付認定子どもの利用者負担額は、0円とする。</u></p> <p>2 <u>3歳未満の教育・保育給付認定子どもの利用者負担額は、</u>利用する施設及び事業ごとに別表第1から<u>別表第4</u>までに定めるとおりとする。ただし、これらの表に定める利用者負担額が法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項第1号から第3号までに規定する政令で定める額（以下「政令額」という。）を超えることとなる場合は、政令額を上限とする。</p>

改正前	改正後
<p>(保育の利用における利用者負担額の調整)</p> <p>第5条 前条本文の規定にかかわらず、生計を一にする世帯のうち、特定教育・保育施設、認可外保育施設又は特定地域型保育事業（以下この項において「対象施設等」という。）を2人以上の支給認定子ども（現に対象施設等を利用しているものに限る。以下この条及び次条において同じ。）が利用しているもの（以下この条において「当該世帯」という。）であって、かつ、当該世帯内で最も出生が早い支給認定子どもから順に、支給認定子どものうち2人目の子どもが法第19条第1項第2号又は第3号に係る支給認定子ども（以下「2号又は3号認定子ども」という。）である場合の当該子どもの利用者負担額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 当該子どもが特定教育・保育施設（保育所及び認定こども園（長時間利用）に限る。）、認可外保育施設又は特定地域型保育事業（居宅訪問型保育事業を除く。）を利用する場合 別表第7に定める額</p> <p>(2) 当該子どもが居宅訪問型保育事業を利用する場合 別表第4に定める額に0.5を乗じて得た額</p>	<p>3 <u>第1項の規定にかかわらず、3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある教育・保育給付認定子ども（法第19条第1項第1号に該当する者及び法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育を受ける者を除く。）は、3歳未満とみなして、前項の規定を適用する。</u></p> <p>(保育の利用における利用者負担額の調整)</p> <p>第5条 <u>前条第2項本文及び同条第3項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯のうち、特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第14条に規定する特定被監護者等をいう。以下単に「特定被監護者等」という。）が2人以上いる場合で、2人目の子どもが法第19条第1項第2号又は第3号に係る教育・保育給付認定子ども（以下「2号又は3号教育・保育給付認定子ども」という。）である場合の当該子どもの利用者負担額は、別表第1から別表第4に定める額に0.5を乗じて得た額とする。ただし、2号又は3号教育・保育給付認定子どもに係る利用者についての市町村民税所得割合算額（特定教育・保育等のあった月の属する年度分。ただし、当該特定教育・保育等のあった月が4月から8月までの場合にあつては前年度分とする。以下同じ。）が7万7,101円未満であつて、利用者又は利用者同一の世帯に属する者が要保護者等に該当する場合における当該利用者が属する世帯のうち最も出生が早い2号又は3号教育・保育認定子どもの利用者負担額については、別表第4D4の項中「19,500円」とあるのは「9,000円」と、「19,300円」とあるのは「9,000円」と、同表D5の項中「22,100円」とあるのは「9,000円」と、「21,700円」とあるのは「9,000円」と、同表D6の項中「24,700円」とあるのは「9,000円」と、「24,300円」とあるのは「9,000円」と、同表D7の項中「27,300円」とあるのは「9,000円」と、「26,800円」とあるのは「9,000円」とする。</u></p>
<p>2 前項の規定にかかわらず、2号又は3号認定子どもに係る利用者についての市町村民税所得割合算額（特定教育・保育等のあった月の属する年度</p>	<p>(削除)</p>

改正前	改正後
<p>分。ただし、当該特定教育・保育等のあった月が4月から8月までの場合にあっては前年度分とする。以下同じ。)が77,101円未満であって、利用者又は利用者同一の世帯に属する者が要保護者等に該当する場合は、当該利用者が属する世帯における最も出生が早い2号又は3号認定子どもの利用者負担額は、別表第1から別表第4までに定める額に0.5を乗じて得た額とする。ただし、別表第1D4の項中「12,600円」とあるのは「6,000円」と、「12,400円」とあるのは「6,000円」と、「12,100円」とあるのは「6,000円」と、同表D5の項中「14,600円」とあるのは「6,000円」と、「14,400円」とあるのは「6,000円」と、「14,100円」とあるのは「6,000円」と、「13,900円」とあるのは「6,000円」と、別表第2D5の項中「13,100円」とあるのは「6,000円」と、「12,900円」とあるのは「6,000円」と、「12,700円」とあるのは「6,000円」と、「12,500円」とあるのは「6,000円」と、別表第4D2の項中「12,300円」とあるのは「6,000円」と、「12,100円」とあるのは「6,000円」と、同表D3の項中「14,400円」とあるのは「6,000円」と、「14,200円」とあるのは「6,000円」と、同表D4の項中「19,500円」とあるのは「9,000円」と、「19,300円」とあるのは「9,000円」と、「16,500円」とあるのは「6,000円」と、「16,300円」とあるのは「6,000円」と、同表D5の項中「22,100円」とあるのは「9,000円」と、「21,700円」とあるのは「9,000円」と、「19,100円」とあるのは「6,000円」と、「18,800円」とあるのは「6,000円」と、同表D6の項中「24,700円」とあるのは「9,000円」と、「24,300円」とあるのは「9,000円」と、「21,700円」とあるのは「6,000円」と、「21,300円」とあるのは「6,000円」と、同表D7の項中「27,300円」とあるのは「9,000円」と、「26,800円」とあるのは「9,000円」と、「24,300円」とあるのは「6,000円」と、「23,900円」とあるのは「6,000円」とする。</p>	
<p>3 前条本文の規定にかかわらず、当該世帯内で、最も出生が早い支給認定子どもから順に、支給認定子どものうち3人目以降の子どもが2号又は3号認定子どもである場合の当該子どもの利用者負担額は、無料とする。</p>	<p>2 <u>前条第2項本文及び同条第3項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯のうち、特定被監護者等が2人以上いる場合で、教育・保育給付認定子どものうち3人目以降の子どもが2号又は3号教育・保育給付認定子ども</u></p>

改正前	改正後
<p>(教育の利用における利用者負担額の調整)</p> <p>第6条 第4条本文の規定にかかわらず、生計を一にする世帯のうち、小学校1学年から3学年までの子ども又は特定教育・保育施設、認可外保育施設若しくは特定地域型保育事業を利用する支給認定子どもが2人以上いるもの(以下この条において「当該世帯」という。)であって、かつ、当該世帯内で最も出生が早い子ども(小学校3学年までのものに限る。)から順に、小学校1学年から3学年までの子ども及び支給認定子どものうち2人目の子どもが法第19条第1項第1号に係る支給認定子ども(以下「1号認定子ども」という。)である場合の当該子どもの利用者負担額は、利用する施設に応じて別表第8又は別表第9に定める額とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、1号認定子どもに係る利用者についての市町村民税所得割合算額が77,101円未満であって、利用者又は利用者と同一の世帯に属する者が要保護者等に該当する場合は、当該利用者が属する世帯における最も出生が早い1号認定子どもの利用者負担額は、別表第5又は別表第6に定める額に0.5を乗じて得た額とする。ただし、別表第6C1の項中「10,100円」とあるのは「3,000円」とする。</p> <p>3 当該世帯内で、最も出生が早い子ども(小学校3学年までのものに限る。)から順に、小学校1学年から3学年までの子ども及び支給認定子どものうち3人目以降の子どもが1号認定子どもである場合の当該子どもの利用者負担額は、無料とする。</p> <p>(教育の利用における給食費の徴収)</p> <p>第6条の2 区立認定こども園(短時間利用)においては、利用者負担額とは別に、給食費月額5,000円を徴収する。</p> <p>(特定被監護者等が複数いる場合における利用者負担額の特例措置)</p> <p>第6条の3 第4条から第6条までの規定にかかわらず、特定被監護者等が2人以上いる世帯で、かつ、1号認定子どもに係る利用者についての市町村民税所得割合算額が77,101円未満である場合は、特定被監護者等から順</p>	<p>である場合の当該子どもの利用者負担額は、<u>0円</u>とする。</p> <p><u>(削除)</u></p>

改正前	改正後
<p>に、2人目の子どもが1号認定子どもである場合の当該子どもの利用者負担額は、利用する施設に応じて別表第8又は別表第9に定める額とする。</p> <p>2 第4条から第6条までの規定にかかわらず、特定被監護者等が2人以上いる世帯で、かつ、2号又は3号認定子どもに係る利用者についての市町村民税所得割合算額が57,700円未満である場合は、特定被監護者等から順に、2人目の子どもが2号又は3号認定子どもである場合の当該子どもの利用者負担額は、別表第1から別表第4までに定める額に0.5を乗じて得た額とする。</p> <p>3 前2項の場合において、特定被監護者等から順に、3人目以降の子どもが支給認定子どもである場合の当該子どもの利用者負担額は、無料とする。</p> <p>4 前3項の規定にかかわらず、支給認定子どもに係る利用者についての市町村民税所得割合算額が77,101円未満であって、利用者又は利用者と同一の世帯に属する者が要保護者等に該当する場合は、特定被監護者等から順に、2人目以降の子どもが支給認定子どもである場合の当該子どもの利用者負担額は、無料とする。</p>	
<p>(特別保育に係る利用料の徴収)</p>	<p>(特別保育に係る利用料の徴収)</p>
<p>第7条 区長は、区が設置する特定教育・保育施設及び認可外保育施設において特別保育を行ったときは、特別保育に係る利用料（以下「特別保育利用料」という。）を利用者から徴収する。</p>	<p>第6条 区長は、区が設置する特定教育・保育施設及び認可外保育施設において特別保育を行ったときは、特別保育に係る利用料（以下「特別保育利用料」という。）を利用者から徴収する。</p>
<p>2 区が設置する特定教育・保育施設（区立認定こども園を除く。）及び認可外保育施設に係る特別保育利用料の額は、別表第10に定めるとおりとする。</p>	<p>2 区が設置する特定教育・保育施設（区立認定こども園を除く。）及び認可外保育施設に係る特別保育利用料の額は、別表第5に定めるとおりとする。</p>
<p>3 区立認定こども園に係る特別保育利用料の額は、別表第11に定めるとおりとする。</p>	<p>3 区立認定こども園に係る特別保育利用料の額は、別表第6に定めるとおりとする。</p>
	<p>(教育・保育利用における給食費の徴収)</p> <p>第7条 区長は、区が設置する特定教育・保育施設及び認可外保育施設が満3歳以上の教育・保育給付認定子ども（3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を除く。）に給食の提供を行ったときは、利用者</p>

改正前	改正後
<p>(利用者負担額及び特別保育利用料の決定)</p> <p>第8条 区長は、利用者負担額及び特別保育利用料（以下「利用者負担」という。）を決定し、又は変更したときは、その旨を特定教育・保育施設、認可外保育施設及び特定地域型保育事業の利用者並びにその利用に係る特定教育・保育施設及び認可外保育施設の長並びに特定地域型保育事業者に通知しなければならない。</p> <p>(利用者負担の減額又は免除)</p> <p>第9条 第4条から第7条までの規定にかかわらず、区長は、特別の事情があると認めるときは、利用者の申請に基づき、その利用者負担を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(利用者負担の納期限)</p> <p>第10条 利用者は、前2条の規定により決定された利用者負担を指定された納期限までに納付しなければならない。</p> <p>(督促及び滞納処分)</p> <p>第11条 区長は、区が設置する<u>特定教育・保育施設及び認可外保育施設</u>の利用者が納付すべき金額を納期限までに納付しないときは、期限を指定して督促しなければならない。</p> <p>2 区長は、利用者（認可外保育施設に係るものを除く。）が前項の規定による督促を受け、指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、児童福祉法第56条第8項の規定に基づき、地方税の滞納処分の例により処分することができる。</p> <p>(利用者負担の不還付)</p> <p>第12条 区が設置する特定教育・保育施設、認可外保育施設及び私立認可保育所を利用するために納めた利用者負担は、還付しない。ただし、区長が特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(事務の委任)</p>	<p><u>から食材料費相当分として月額4,500円を徴収する。</u></p> <p>(利用者負担額及び特別保育利用料の決定)</p> <p>第8条 区長は、利用者負担額及び特別保育利用料（以下「利用者負担」という。）を決定し、又は変更したときは、その旨を特定教育・保育施設、認可外保育施設及び特定地域型保育事業の利用者並びにその利用に係る特定教育・保育施設及び認可外保育施設の長並びに特定地域型保育事業者に通知しなければならない。</p> <p>(利用者負担の減額又は免除)</p> <p>第9条 第4条から第6条までの規定にかかわらず、区長は、特別の事情があると認めるときは、利用者の申請に基づき、その利用者負担を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(利用者負担の納期限)</p> <p>第10条 利用者は、前2条の規定により決定された利用者負担を指定された納期限までに納付しなければならない。</p> <p>(督促及び滞納処分)</p> <p>第11条 区長は、区が設置する<u>特定教育・保育施設、認可外保育施設及び私立認可保育所</u>の利用者が納付すべき金額を納期限までに納付しないときは、期限を指定して督促しなければならない。</p> <p>2 区長は、利用者（認可外保育施設に係るものを除く。）が前項の規定による督促を受け、指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、児童福祉法第56条第6項の規定に基づき、地方税の滞納処分の例により処分することができる。</p> <p>(利用者負担の不還付)</p> <p>第12条 区が設置する特定教育・保育施設、認可外保育施設及び私立認可保育所を利用するために納めた利用者負担は、還付しない。ただし、区長が特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(事務の委任)</p>

改正前								改正後							
第13条 区長は、この条例に定める事務を足立区教育委員会に委任する。ただし、第3条第1項及び第3項、第7条第1項並びに第10条から前条までに定める事務を除く。 (委任)								第13条 区長は、この条例に定める事務を足立区教育委員会に委任する。ただし、第3条第1項及び第3項、 第6条 第1項並びに第10条から前条までに定める事務を除く。 (委任)							
第14条 この条例の施行について必要な事項は、区長が定める。								第14条 この条例の施行について必要な事項は、区長が定める。 <u>付 則 (令和元年 月 日条例第 号)</u> <u>(施行期日等)</u>							
別表第1 (第4条関係) 認可保育所・認定こども園(長時間利用)・認可外保育施設								別表第1 (第4条関係) 認可保育所・認定こども園(長時間利用)・認可外保育施設							
階層	階層区分の定義	利用者負担額(月額)						階層	階層区分の定義	利用者負担額(月額)					
		3歳未満児		3歳児		4歳以上児				<u>(削除)</u>		<u>(削除)</u>		<u>(削除)</u>	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間			保育標準時間	保育短時間	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
A	生活保護適用中の世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円	A	生活保護適用中の世帯	0円	0円	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
B	A階層及びD階層を除き、特別区(市町村)民税非課税世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円	B	A階層及びD階層を除き、特別区(市町村)民税非課税世帯	0円	0円	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
C	A階層を除き、特別区(市町村)民税均等割のみ課税世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円	C	A階層を除き、特別区(市町村)民税均等割のみ課税世帯	0円	0円	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 改正後の足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例の規定は、令和元年10月分以後の利用者負担額について適用し、令和元年9月分までの利用者負担額については、なお従前の例による。

改正前									改正後									
		税世帯																
D	7	115,000 円以上 144,999 円以下課 税世帯	24,700 円	24,300 円	18,300 円	18,000 円	18,200 円	17,900 円		D	7	115,000 円以上 144,999 円以下課 税世帯	24,700 円	24,300 円	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
D	8	145,000 円以上 174,999 円以下課 税世帯	27,500 円	27,000 円	20,300 円	20,000 円	20,200 円	19,900 円		D	8	145,000 円以上 174,999 円以下課 税世帯	27,500 円	27,000 円	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
D	9	175,000 円以上 204,999 円以下課 税世帯	29,600 円	29,100 円	21,800 円	21,400 円	21,700 円	21,300 円		D	9	175,000 円以上 204,999 円以下課 税世帯	29,600 円	29,100 円	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
D	10	205,000 円以上 234,999 円以下課 税世帯	31,500 円	31,000 円	23,000 円	22,600 円	22,900 円	22,500 円		D	10	205,000 円以上 234,999 円以下課 税世帯	31,500 円	31,000 円	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
D	11	235,000 円以上 259,999 円以下課 税世帯	33,500 円	32,900 円	24,200 円	23,800 円	24,000 円	23,600 円		D	11	235,000 円以上 259,999 円以下課 税世帯	33,500 円	32,900 円	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
D	12	260,000 円以上	35,200 円	34,600 円	25,500 円	25,100 円	24,000 円	23,600 円		D	12	260,000 円以上	35,200 円	34,600 円	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)

改正前									改正後									
		284,999 円以下課 税世帯																
D 13		285,000 円以上 309,999 円以下課 税世帯	37,000 円	36,400 円	26,700 円	26,200 円	24,000 円	23,600 円		D 13		285,000 円以上 309,999 円以下課 税世帯	37,000 円	36,400 円	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
D 14		310,000 円以上 329,999 円以下課 税世帯	38,500 円	37,800 円	27,600 円	27,100 円	24,000 円	23,600 円		D 14		310,000 円以上 329,999 円以下課 税世帯	38,500 円	37,800 円	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
D 15		330,000 円以上 349,999 円以下課 税世帯	41,200 円	40,500 円	29,600 円	29,100 円	25,000 円	24,600 円		D 15		330,000 円以上 349,999 円以下課 税世帯	41,200 円	40,500 円	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
D 16		350,000 円以上 364,999 円以下課 税世帯	42,700 円	42,000 円	29,600 円	29,100 円	25,000 円	24,600 円		D 16		350,000 円以上 364,999 円以下課 税世帯	42,700 円	42,000 円	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
D 17		365,000 円以上 379,999 円以下課	44,200 円	43,400 円	29,600 円	29,100 円	25,000 円	24,600 円		D 17		365,000 円以上 379,999 円以下課	44,200 円	43,400 円	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)

改正前									改正後									
		税世帯																
D	18	380,000 円以上 394,999 円以下課 税世帯	45,500 円	44,700 円	29,600 円	29,100 円	25,000 円	24,600 円		D	18	380,000 円以上 394,999 円以下課 税世帯	45,500 円	44,700 円	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
D	19	395,000 円以上 409,999 円以下課 税世帯	47,000 円	46,200 円	29,600 円	29,100 円	25,000 円	24,600 円		D	19	395,000 円以上 409,999 円以下課 税世帯	47,000 円	46,200 円	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
D	20	410,000 円以上 424,999 円以下課 税世帯	51,400 円	50,500 円	30,600 円	30,100 円	26,000 円	25,600 円		D	20	410,000 円以上 424,999 円以下課 税世帯	51,400 円	50,500 円	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
D	21	425,000 円以上 524,999 円以下課 税世帯	57,900 円	56,900 円	31,600 円	31,100 円	27,000 円	26,500 円		D	21	425,000 円以上 524,999 円以下課 税世帯	57,900 円	56,900 円	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
D	22	525,000 円以上 724,999 円以下課 税世帯	63,700 円	62,600 円	32,600 円	32,000 円	28,000 円	27,500 円		D	22	525,000 円以上 724,999 円以下課 税世帯	63,700 円	62,600 円	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
D	23	725,000 円以上	68,500 円	67,300 円	33,600 円	33,000 円	29,000 円	28,500 円		D	23	725,000 円以上	68,500 円	67,300 円	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)

改正前								
		1,024,999円以下課税世帯						
D 24		1,025,000円以上1,424,999円以下課税世帯	71,900円	70,700円	35,300円	34,700円	30,500円	30,000円
D 25		1,425,000円以上課税世帯	75,500円	74,200円	37,100円	36,500円	32,000円	31,500円

備考

- この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる（付則別表第2、付則別表第3及び別表第2から別表第6までにおいて同じ。）。
 - 均等割 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割（同法の規定による特別区民税に係るものを含む。）をいう。
 - 所得割 地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割（同法の規定による特別区民税に係るものを含む。）の額（規則で定める法令の規定を適用しないで計算した額とする。）をいう。
- この表における年齢区分の適用に当たっては、特定教育・保育等が行われた日が属する年度の初日の前日を基準日とし、その年齢区分は当該年度中に限り変更しないものとする（別表第2から別表第4までにおいて同じ。）。
 - 4月から8月までの月分の利用者負担額にあつては前年度分の特別区（市町村）民税課税額を基に、9月から翌年3月までの月分の利用

改正後								
		1,024,999円以下課税世帯						
D 24		1,025,000円以上1,424,999円以下課税世帯	71,900円	70,700円			(削除)	(削除)
D 25		1,425,000円以上課税世帯	75,500円	74,200円			(削除)	(削除)

備考

- この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる（付則別表第2、付則別表第3及び別表第2から**別表第4**までにおいて同じ。）。
 - 均等割 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割（同法の規定による特別区民税に係るものを含む。）をいう。
 - 所得割 地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割（同法の規定による特別区民税に係るものを含む。）の額（規則で定める法令の規定を適用しないで計算した額とする。）をいう。
- この表における年齢区分の適用に当たっては、特定教育・保育等が行われた日が属する年度の初日の前日を基準日とし、その年齢区分は当該年度中に限り変更しないものとする（別表第2から別表第4までにおいて同じ。）。
 - 4月から8月までの月分の利用者負担額にあつては前年度分の特別区（市町村）民税課税額を基に、9月から翌年3月までの月分の利用

改正前

者負担額にあつては当該年度分の特別区（市町村）民税課税額を基に決定するものとする（付則別表第2、付則別表第3、別表第2から別表第6まで、別表第8及び別表第9において同じ。）。

別表第2（第4条関係）

小規模保育事業・家庭的保育事業・事業所内保育事業（給食実施）

階層	階層区分の定義	利用者負担額（月額）					
		3歳未満児		3歳児		4歳以上児	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
A	生活保護適用中の世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円
B	A階層及びD階層を除き、特別区（市町村）民税非課税世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円
C	A階層を除き、特別区（市町村）民税均等割のみ課税世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円
D1	A階層を除き、特別区（市町村）民税均等割のみ課税世帯 1円以上24,999円以下	6,500円	6,400円	6,100円	6,000円	6,100円	6,000円
D2	税所得割25,000円以上課税世帯	8,200円	8,100円	7,800円	7,700円	7,700円	7,600円

改正後

者負担額にあつては当該年度分の特別区（市町村）民税課税額を基に決定するものとする（付則別表第2、付則別表第3 及び別表第2から別表第4までにおいて同じ。）。

別表第2（第4条関係）

小規模保育事業・家庭的保育事業・事業所内保育事業（給食実施）

階層	階層区分の定義	利用者負担額（月額）					
		<u>(削除)</u>		<u>(削除)</u>		<u>(削除)</u>	
		保育標準時間	保育短時間	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>
A	生活保護適用中の世帯	0円	0円	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>
B	A階層及びD階層を除き、特別区（市町村）民税非課税世帯	0円	0円	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>
C	A階層を除き、特別区（市町村）民税均等割のみ課税世帯	0円	0円	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>
D1	A階層を除き、特別区（市町村）民税均等割のみ課税世帯 1円以上24,999円以下	6,500円	6,400円	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>
D2	税所得割25,000円以上課税世帯	8,200円	8,100円	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>

改正前									改正後									
			34,999円 以下課税 世帯															
D 3			35,000円 以上 49,999円 以下課税 世帯	10,800 円	10,600 円	9,500 円	9,300 円	9,200 円	9,000 円									
D 4			50,000円 以上 64,999円 以下課税 世帯	12,500 円	12,300 円	11,300 円	11,100 円	10,900 円	10,700 円									
D 5			65,000円 以上 89,999円 以下課税 世帯	13,500 円	13,300 円	13,100 円	12,900 円	12,700 円	12,500 円									
D 6			90,000円 以上 114,999 円以下課 税世帯	18,900 円	18,600 円	14,900 円	14,600 円	14,500 円	14,300 円									
D 7			115,000 円以上 144,999	22,200 円	21,800 円	16,500 円	16,200 円	16,400 円	16,100 円									
			34,999円 以下課税 世帯															
D 3			35,000円 以上 49,999円 以下課税 世帯										(削除)	(削除)	(削除)	(削除)		
D 4			50,000円 以上 64,999円 以下課税 世帯										(削除)	(削除)	(削除)	(削除)		
D 5			65,000円 以上 89,999円 以下課税 世帯										(削除)	(削除)	(削除)	(削除)		
D 6			90,000円 以上 114,999 円以下課 税世帯										(削除)	(削除)	(削除)	(削除)		
D 7			115,000 円以上 144,999										(削除)	(削除)	(削除)	(削除)		

改正前								改正後									
		円以下課 税世帯															
D	8	145,000 円以上 174,999 円以下課 税世帯	24,800 円	24,400 円	18,300 円	18,000 円	18,200 円	17,900 円	D	8	145,000 円以上 174,999 円以下課 税世帯	24,800 円	24,400 円	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
D	9	175,000 円以上 204,999 円以下課 税世帯	26,600 円	26,100 円	19,600 円	19,300 円	19,500 円	19,200 円	D	9	175,000 円以上 204,999 円以下課 税世帯	26,600 円	26,100 円	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
D	10	205,000 円以上 234,999 円以下課 税世帯	28,400 円	27,900 円	20,700 円	20,300 円	20,600 円	20,200 円	D	10	205,000 円以上 234,999 円以下課 税世帯	28,400 円	27,900 円	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
D	11	235,000 円以上 259,999 円以下課 税世帯	30,200 円	29,700 円	21,800 円	21,400 円	21,600 円	21,200 円	D	11	235,000 円以上 259,999 円以下課 税世帯	30,200 円	29,700 円	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
D	12	260,000 円以上 284,999 円以下課 税世帯	31,700 円	31,200 円	23,000 円	22,600 円	21,600 円	21,200 円	D	12	260,000 円以上 284,999 円以下課 税世帯	31,700 円	31,200 円	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
D		285,000	33,300	32,700	24,000	23,600	21,600	21,200	D		285,000	33,300	32,700				

改正前									改正後								
13		円以上 309,999 円以下課 税世帯	円	円	円	円	円	円	13		円以上 309,999 円以下課 税世帯	円	円	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
D 14		310,000 円以上 329,999 円以下課 税世帯	34,700 円	34,100 円	24,800 円	24,400 円	21,600 円	21,200 円	D 14		310,000 円以上 329,999 円以下課 税世帯	34,700 円	34,100 円	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
D 15		330,000 円以上 349,999 円以下課 税世帯	37,100 円	36,500 円	26,600 円	26,100 円	22,500 円	22,100 円	D 15		330,000 円以上 349,999 円以下課 税世帯	37,100 円	36,500 円	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
D 16		350,000 円以上 364,999 円以下課 税世帯	38,400 円	37,700 円	26,600 円	26,100 円	22,500 円	22,100 円	D 16		350,000 円以上 364,999 円以下課 税世帯	38,400 円	37,700 円	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
D 17		365,000 円以上 379,999 円以下課 税世帯	39,800 円	39,100 円	26,600 円	26,100 円	22,500 円	22,100 円	D 17		365,000 円以上 379,999 円以下課 税世帯	39,800 円	39,100 円	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
D 18		380,000 円以上 394,999 円以下課	41,000 円	40,300 円	26,600 円	26,100 円	22,500 円	22,100 円	D 18		380,000 円以上 394,999 円以下課	41,000 円	40,300 円	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)

改正前									改正後									
		税世帯																
D	19	395,000 円以上 409,999 円以下課 税世帯	42,300 円	41,600 円	26,600 円	26,100 円	22,500 円	22,100 円		D	19	395,000 円以上 409,999 円以下課 税世帯	42,300 円	41,600 円	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
D	20	410,000 円以上 424,999 円以下課 税世帯	46,300 円	45,500 円	27,500 円	27,000 円	23,400 円	23,000 円		D	20	410,000 円以上 424,999 円以下課 税世帯	46,300 円	45,500 円	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
D	21	425,000 円以上 524,999 円以下課 税世帯	52,100 円	51,200 円	28,400 円	27,900 円	24,300 円	23,900 円		D	21	425,000 円以上 524,999 円以下課 税世帯	52,100 円	51,200 円	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
D	22	525,000 円以上 724,999 円以下課 税世帯	57,300 円	56,300 円	29,300 円	28,800 円	25,200 円	24,800 円		D	22	525,000 円以上 724,999 円以下課 税世帯	57,300 円	56,300 円	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
D	23	725,000 円以上 1,024,999 円以下 課税世帯	61,700 円	60,700 円	30,200 円	29,700 円	26,100 円	25,700 円		D	23	725,000 円以上 1,024,999 円以下 課税世帯	61,700 円	60,700 円	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
D	24	1,025,000 円以上	64,700 円	63,600 円	31,800 円	31,300 円	27,500 円	27,000 円		D	24	1,025,000 円以上	64,700 円	63,600 円	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)

改正前								
		1,424,999円以下課税世帯						
D25		1,425,000円以上課税世帯	68,000円	66,800円	33,400円	32,800円	28,800円	28,300円

別表第3（第4条関係）

小規模保育事業・家庭的保育事業・事業所内保育事業（給食未実施）

階層	階層区分の定義	利用者負担額（月額）					
		3歳未満児		3歳児		4歳以上児	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
A	生活保護適用中の世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円
B	A階層及びD階層を除き、特別区(市町村) 民税非課税世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円
C	A階層を除き、特別区(市町村) 民税均等割のみ課税世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円
D1	A階層を1円以上除き、特別区(市町村) 民税世帯	5,200円	5,100円	4,900円	4,800円	4,900円	4,800円
D	税所得割25,000円	6,600円	6,500円	6,200円	6,100円	6,200円	6,100円

改正後								
		1,424,999円以下課税世帯						
D25		1,425,000円以上課税世帯	68,000円	66,800円	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)

別表第3（第4条関係）

小規模保育事業・家庭的保育事業・事業所内保育事業（給食未実施）

階層	階層区分の定義	利用者負担額（月額）					
		(削除)		(削除)		(削除)	
		保育標準時間	保育短時間	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
A	生活保護適用中の世帯	0円	0円	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
B	A階層及びD階層を除き、特別区(市町村) 民税非課税世帯	0円	0円	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
C	A階層を除き、特別区(市町村) 民税均等割のみ課税世帯	0円	0円	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
D1	A階層を1円以上除き、特別区(市町村) 民税世帯	5,200円	5,100円	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
D	税所得割25,000円	6,600円	6,500円	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)

改正前									改正後								
2	課税世帯	以上 34,999円 以下課税 世帯	円	円	円	円	円	円	2	課税世帯	以上 34,999円 以下課税 世帯	円	円	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
D 3		35,000円 以上 49,999円 以下課税 世帯	8,600 円	8,500 円	7,600 円	7,500 円	7,400 円	7,300 円	D 3		35,000円 以上 49,999円 以下課税 世帯	8,600 円	8,500 円	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
D 4		50,000円 以上 64,999円 以下課税 世帯	10,000 円	9,800 円	9,000 円	8,800 円	8,700 円	8,600 円	D 4		50,000円 以上 64,999円 以下課税 世帯	10,000 円	9,800 円	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
D 5		65,000円 以上 89,999円 以下課税 世帯	10,800 円	10,600 円	10,500 円	10,300 円	10,200 円	10,000 円	D 5		65,000円 以上 89,999円 以下課税 世帯	10,800 円	10,600 円	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
D 6		90,000円 以上 114,999 円以下課 税世帯	15,100 円	14,800 円	11,900 円	11,700 円	11,600 円	11,400 円	D 6		90,000円 以上 114,999 円以下課 税世帯	15,100 円	14,800 円	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
D 7		115,000 円以上 144,999 円以下課	17,800 円	17,500 円	13,200 円	13,000 円	13,100 円	12,900 円	D 7		115,000 円以上 144,999 円以下課	17,800 円	17,500 円	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)

改正前									改正後									
		税世帯																
D	8	145,000 円以上 174,999 円以下課 税世帯	19,800 円	19,500 円	14,600 円	14,400 円	14,600 円	14,400 円		D	8	145,000 円以上 174,999 円以下課 税世帯	19,800 円	19,500 円	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
D	9	175,000 円以上 204,999 円以下課 税世帯	21,300 円	20,900 円	15,700 円	15,400 円	15,600 円	15,300 円		D	9	175,000 円以上 204,999 円以下課 税世帯	21,300 円	20,900 円	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
D	10	205,000 円以上 234,999 円以下課 税世帯	22,700 円	22,300 円	16,600 円	16,300 円	16,500 円	16,200 円		D	10	205,000 円以上 234,999 円以下課 税世帯	22,700 円	22,300 円	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
D	11	235,000 円以上 259,999 円以下課 税世帯	24,200 円	23,800 円	17,400 円	17,100 円	17,300 円	17,000 円		D	11	235,000 円以上 259,999 円以下課 税世帯	24,200 円	23,800 円	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
D	12	260,000 円以上 284,999 円以下課 税世帯	25,400 円	25,000 円	18,400 円	18,100 円	17,300 円	17,000 円		D	12	260,000 円以上 284,999 円以下課 税世帯	25,400 円	25,000 円	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
D	13	285,000 円以上	26,600 円	26,100 円	19,200 円	18,900 円	17,300 円	17,000 円		D	13	285,000 円以上	26,600 円	26,100 円	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)

改正前									改正後										
			309,999 円以下課 税世帯																
D 14			310,000 円以上 329,999 円以下課 税世帯	27,800 円	27,300 円	19,800 円	19,500 円	17,300 円	17,000 円	D 14			310,000 円以上 329,999 円以下課 税世帯	27,800 円	27,300 円	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
D 15			330,000 円以上 349,999 円以下課 税世帯	29,700 円	29,200 円	21,300 円	20,900 円	18,000 円	17,700 円	D 15			330,000 円以上 349,999 円以下課 税世帯	29,700 円	29,200 円	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
D 16			350,000 円以上 364,999 円以下課 税世帯	30,700 円	30,200 円	21,300 円	20,900 円	18,000 円	17,700 円	D 16			350,000 円以上 364,999 円以下課 税世帯	30,700 円	30,200 円	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
D 17			365,000 円以上 379,999 円以下課 税世帯	31,800 円	31,300 円	21,300 円	20,900 円	18,000 円	17,700 円	D 17			365,000 円以上 379,999 円以下課 税世帯	31,800 円	31,300 円	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
D 18			380,000 円以上 394,999 円以下課	32,800 円	32,200 円	21,300 円	20,900 円	18,000 円	17,700 円	D 18			380,000 円以上 394,999 円以下課	32,800 円	32,200 円	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)

改正前									改正後									
		税世帯																
D	19	395,000 円以上 409,999 円以下課 税世帯	33,800 円	33,200 円	21,300 円	20,900 円	18,000 円	17,700 円		D	19	395,000 円以上 409,999 円以下課 税世帯	33,800 円	33,200 円	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
D	20	410,000 円以上 424,999 円以下課 税世帯	37,000 円	36,400 円	22,000 円	21,600 円	18,700 円	18,400 円		D	20	410,000 円以上 424,999 円以下課 税世帯	37,000 円	36,400 円	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
D	21	425,000 円以上 524,999 円以下課 税世帯	41,700 円	41,000 円	22,700 円	22,300 円	19,400 円	19,100 円		D	21	425,000 円以上 524,999 円以下課 税世帯	41,700 円	41,000 円	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
D	22	525,000 円以上 724,999 円以下課 税世帯	45,800 円	45,000 円	23,400 円	23,000 円	20,200 円	19,900 円		D	22	525,000 円以上 724,999 円以下課 税世帯	45,800 円	45,000 円	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
D	23	725,000 円以上 1,024,999 円以下 課税世帯	49,400 円	48,600 円	24,200 円	23,800 円	20,900 円	20,500 円		D	23	725,000 円以上 1,024,999 円以下 課税世帯	49,400 円	48,600 円	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
D	24	1,025,000 円以上	51,800 円	50,900 円	25,400 円	25,000 円	22,000 円	21,600 円		D	24	1,025,000 円以上	51,800 円	50,900 円	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)

改正前								
		1,424,999円以下課税世帯						
D25		1,425,000円以上課税世帯	54,400円	53,500円	26,700円	26,200円	23,000円	22,600円

別表第4（第4条関係）

居宅訪問型保育事業

階層	階層区分の定義	利用者負担額（月額）			
		3歳未満児		3歳以上児	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
A	生活保護適用中の世帯	0円	0円	0円	0円
B	A階層及びD階層を除き、特別区（市町村）民税非課税世帯	0円	0円	0円	0円
C	A階層を除き、特別区（市町村）民税均等割のみ課税世帯	0円	0円	0円	0円
D1	A階層を除き、特別区（市町村）民税所得割課税世帯	12,199円以上 12,200円以下	13,200円	13,000円	10,200円 10,000円
D2		12,200円以上 24,299円	15,300円	15,000円	12,300円 12,100円

改正後								
		1,424,999円以下課税世帯						
D25		1,425,000円以上課税世帯	54,400円	53,500円	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)

別表第4（第4条関係）

居宅訪問型保育事業

階層	階層区分の定義	利用者負担額（月額）			
		<u>(削除)</u>		<u>(削除)</u>	
		保育標準時間	保育短時間	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>
A	生活保護適用中の世帯	0円	0円	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>
B	A階層及びD階層を除き、特別区（市町村）民税非課税世帯	0円	0円	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>
C	A階層を除き、特別区（市町村）民税均等割のみ課税世帯	0円	0円	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>
D1	A階層を除き、特別区（市町村）民税所得割課税世帯	12,199円以上 12,200円以下	13,200円 13,000円	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>
D2		12,200円以上 24,299円	15,300円 15,000円	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>

改正前							改正後							
			以下課税 世帯							以下課税 世帯				
D 3			24,300 円 以 上							24,300 円 以 上			(削除)	(削除)
			36,499 円	17,400円	17,100円	14,400円	14,200円			36,499 円	17,400円	17,100円		
			以下課税 世帯							以下課税 世帯				
D 4			36,500 円 以 上							36,500 円 以 上			(削除)	(削除)
			48,599 円	19,500円	19,300円	16,500円	16,300円			48,599 円	19,500円	19,300円		
			以下課税 世帯							以下課税 世帯				
D 5			48,600 円 以 上							48,600 円 以 上			(削除)	(削除)
			60,699 円	22,100円	21,700円	19,100円	18,800円			60,699 円	22,100円	21,700円		
			以下課税 世帯							以下課税 世帯				
D 6			60,700 円 以 上							60,700 円 以 上			(削除)	(削除)
			72,799 円	24,700円	24,300円	21,700円	21,300円			72,799 円	24,700円	24,300円		
			以下課税 世帯							以下課税 世帯				
D 7			72,800 円 以 上							72,800 円 以 上			(削除)	(削除)
			84,899 円	27,300円	26,800円	24,300円	23,900円			84,899 円	27,300円	26,800円		
			以下課税 世帯							以下課税 世帯				
D 8			84,900 円	30,000円	29,600円	27,000円	26,600円			84,900 円	30,000円	29,600円		

改正前							改正後							
			以上 96,999円 以下課税 世帯										<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>
	D 9		97,000円 以上 114,999円 以下課税 世帯	33,600円	33,000円	30,600円	30,100円						<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>
	D 10		115,000円 以上 132,999円 以下課税 世帯	37,200円	36,600円	34,200円	33,600円						<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>
	D 11		133,000円 以上 150,999円 以下課税 世帯	40,800円	40,100円	37,800円	37,200円						<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>
	D 12		151,000円 以上 168,999円 以下課税 世帯	44,500円	43,900円	41,500円	40,900円						<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>
	D 13		169,000円 以上 201,999円	48,600円	47,800円	45,600円	44,800円						<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>

改正前						改正後						
			以下課税 世帯					以下課税 世帯				
D14			202,000円 以上					202,000円 以上			(削除)	(削除)
			234,999円	52,700円	51,800円	49,700円	48,900円	234,999円	52,700円	51,800円		
D15			235,000円 以上					235,000円 以上			(削除)	(削除)
			267,999円	56,800円	55,800円	53,800円	52,900円	267,999円	56,800円	55,800円		
D16			268,000円 以上					268,000円 以上			(削除)	(削除)
			300,999円	61,000円	60,100円	58,000円	57,100円	300,999円	61,000円	60,100円		
D17			301,000円 以上					301,000円 以上			(削除)	(削除)
			324,999円	65,700円	64,600円	62,700円	61,600円	324,999円	65,700円	64,600円		
D18			325,000円 以上					325,000円 以上			(削除)	(削除)
			348,999円	70,400円	69,200円	67,400円	66,300円	348,999円	70,400円	69,200円		
D19			349,000円	75,100円	73,800円	72,100円	70,900円	349,000円	75,100円	73,800円		

改正前							改正後						
			以上 372,999円 以下課税 世帯									<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>
D20			以上 373,000円 396,999円 以下課税 世帯	80,000円	78,800円	77,000円	75,800円					<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>
D21			以上 397,000円 420,999円 以下課税 世帯	84,800円	83,400円	81,800円	80,400円					<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>
D22			以上 421,000円 444,999円 以下課税 世帯	89,600円	88,100円	86,600円	85,100円					<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>
D23			以上 445,000円 468,999円 以下課税 世帯	94,400円	92,800円	91,400円	89,800円					<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>
D24			以上 469,000円 492,999円	99,200円	97,500円	96,200円	94,600円					<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>
			以上 372,999円 以下課税 世帯									<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>
D20			以上 373,000円 396,999円 以下課税 世帯	80,000円	78,800円	77,000円	75,800円					<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>
D21			以上 397,000円 420,999円 以下課税 世帯	84,800円	83,400円	81,800円	80,400円					<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>
D22			以上 421,000円 444,999円 以下課税 世帯	89,600円	88,100円	86,600円	85,100円					<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>
D23			以上 445,000円 468,999円 以下課税 世帯	94,400円	92,800円	91,400円	89,800円					<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>
D24			以上 469,000円 492,999円	99,200円	97,500円	96,200円	94,600円					<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>

改正前							改正後									
			以下課税世帯													
	D25		493,000円	104,000円	102,400円	101,000円										
			以上課税世帯				99,400円									
備考 次のいずれかに該当する場合の利用にあつては、別表第1の利用者負担額を適用する。							備考 次のいずれかに該当する場合の利用にあつては、別表第1の利用者負担額を適用する。									
(1) 特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が利用定員の減少の届出又は確認の辞退をする場合に、保育を継続的に利用させるための保育を行う場合							(1) 特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が利用定員の減少の届出又は確認の辞退をする場合に、保育を継続的に利用させるための保育を行う場合									
(2) 児童福祉法に基づく措置に対応するために保育を行う場合							(2) 児童福祉法に基づく措置に対応するために保育を行う場合									
別表第5（第4条関係）							(削除)									
公立幼稚園・公立認定こども園（短時間利用）																
階層	階層区分の定義		利用者負担額（月額）													
A	生活保護適用中の世帯		0円													
B	特別区（市町村）民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯		0円													
C	特別区（市町村）民税所得割課税世帯		6,000円													
別表第6（第4条関係）																
私立幼稚園・私立認定こども園（短時間利用）																
階層	階層区分の定義		利用者負担額（月額）													
A	生活保護適用中の世帯		0円													
B	特別区（市町村）民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯		3,000円													
C1	A階層を除き、特別区（市町村）民	1円以上77,100円以下課税世帯	10,100円													
C2	税所得割課税世帯	77,101円以上	20,500円													

改正前				改正後			
	帯	211,200円以下課税世帯					
C 3		211,201円以上課税世帯				25,700円	
別表第7（第5条関係）							
階層区分		適用される額					
B階層及びC階層		0円					
D階層第1階層から第14階層までの階層に属する世帯		別表第1、別表第2又は別表第3に定める額に0.5を乗じて得た額					
D階層第15階層から第19階層までの階層に属する世帯		別表第1、別表第2又は別表第3に定める額に0.6を乗じて得た額					
D階層第20階層から第25階層までの階層に属する世帯（別表第1のD階層第25階層に属する世帯における3歳未満児の第2子を除く。）		別表第1、別表第2又は別表第3に定める額に0.7を乗じて得た額					
別表第1のD階層第25階層に属する世帯（当該世帯における3歳未満児の第2子に限る。）		保育標準時間	52,000円				
		保育短時間	51,200円				
備考							
1 この表の階層区分は、別表第1の例による。							
2 算出した額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。							
別表第8（第6条及び第6条の3関係）							
公立幼稚園・公立認定こども園（短時間利用）							
階層	階層区分の定義		利用者負担額（月額）				
A	生活保護適用中の世帯		0円				
B	特別区（市町村）民税非課税世帯及		0円				

改正前			改正後		
	び均等割のみ課税世帯				
C	特別区（市町村）民税所得割課税世帯	2,400円			

別表第9（第6条及び第6条の3関係）

私立幼稚園・私立認定こども園（短時間利用）

階層	階層区分の定義	利用者負担額（月額）
A	生活保護適用中の世帯	0円
B	特別区（市町村）民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯	0円
C1	A階層を除き、特別区（市町村）民税所得割課税世帯	1円以上77,100円以下課税世帯 5,050円
C2	特別区（市町村）民税所得割課税世帯	77,101円以上211,200円以下課税世帯 10,250円
C3	特別区（市町村）民税所得割課税世帯	211,201円以上課税世帯 12,850円

別表第10（第7条関係）

特別保育区分	階層区分	特別保育利用料		
		1歳以上児	0歳児	
延長保育	午前7時から午前7時30分まで	A階層及びB階層	月額 600円	月額 900円
		C階層及びD階層	月額 2,500円	月額 3,750円
	午後6時30分から午後7時30分まで	A階層及びB階層	月額 1,000円	月額 1,500円
		C階層及びD階層	月額 4,000円	月額 6,000円
	午後6時30分	A階層及びB階層	月額 2,500円	月額 3,750円

別表第5（第6条関係）

特別保育区分	階層区分	特別保育利用料		
		1歳以上児	0歳児	
延長保育	午前7時から午前7時30分まで	A階層及びB階層	月額 600円	月額 900円
		C階層及びD階層	月額 2,500円	月額 3,750円
	午後6時30分から午後7時30分まで	A階層及びB階層	月額 1,000円	月額 1,500円
		C階層及びD階層	月額 4,000円	月額 6,000円
	午後6時30分	A階層及びB階層	月額 2,500円	月額 3,750円

改正前					改正後				
	から午後8時30分まで	階層 C階層及びD階層	月額 1万円	月額 1万5,000円		から午後8時30分まで	階層 C階層及びD階層	月額 1万円	月額 1万5,000円
一時延長保育	午前7時から午前7時30分まで	全ての階層	日額 400円	日額 600円	一時延長保育	午前7時から午前7時30分まで	全ての階層	日額 400円	日額 600円
	午後6時30分から午後7時30分まで		日額 800円	日額 1,200円		午後6時30分から午後7時30分まで		日額 800円	日額 1,200円
	午後7時30分から午後8時30分まで		日額 1,200円	日額 1,800円		午後7時30分から午後8時30分まで		日額 1,200円	日額 1,800円
	下記の時間内 ①午前7時30分から午前8時30分まで②午後4時30分から午後6時30分まで	全ての階層 (保育短時間認定子どものみ)	日額 500円			下記の時間内 ①午前7時30分から午前8時30分まで②午後4時30分から午後6時30分まで	全ての階層 (保育短時間認定子どものみ)	日額 500円	
	全ての階層	上記利用料に加えて、食事の提供を受けた者にあつては、その費用として規則で定める額			全ての階層	上記利用料に加えて、食事の提供を受けた者にあつては、その費用として規則で定める額			
年末保育	全ての階層	日額 2,500円		年末保育	全ての階層	日額 2,200円 <u>加えて、食事又は間食の提供を受けた者にあつては、その費用として規則で定める額</u>			
病後児保育	A階層	日額 0円		病後児保育	A階層	日額 0円			
	B階層、C階層	日額 月～金 2,500円			B階層、C階層	日額 月～金 2,200円			

改正前			
	層及びD階層		土 2,000円
一時保育	全ての階層	1時間 500円	加えて、食事又は間食の提供を受けた者にあつては、その費用として規則で定める額

備考

- この表の階層区分は、別表第1の例による。
- この表において「保育短時間認定子ども」とは、保育短時間の認定を受けた支給認定子どもをいう。

別表第11（第7条関係）

特別保育区分	実施曜日	実施時期	預かり保育時間	特別保育利用料(日額)
預かり保育	月曜日から金曜日 まで	学期中	午後2時から午後5時まで	400円
		長期休業中	午前9時から午後2時まで	600円
			午前9時から午後5時まで	1,000円

改正後			
	層及びD階層		土 <u>1,750円</u> 加えて、食事又は間食の提供を受けた者にあつては、その費用として規則で定める額
一時保育	全ての階層	1時間 500円	加えて、食事又は間食の提供を受けた者にあつては、その費用として規則で定める額

備考

- この表の階層区分は、別表第1の例による。
- この表において「保育短時間認定子ども」とは、保育短時間の認定を受けた教育・保育給付認定子どもをいう。

別表第6（第6条関係）

特別保育区分	実施曜日	実施時期	預かり保育時間	特別保育利用料(日額)
預かり保育	月曜日から金曜日 まで	学期中	午後2時から午後5時まで	<u>350円</u>
		長期休業中	午前9時から午後2時まで	<u>350円</u> 加えて、食事又は間食の提供を受けた者にあつては、その費用として規則で定める額
			午前9時から午後5時まで	<u>700円</u> 加えて、食事又は間食の提供を受けた者にあつては、その費用として規則で

改正前						改正後					
											<u>定める額</u>